

赤平市議会第4回定例会会議録（第2日）

12月16日（木曜日）午前10時00分 開 議
午後 3時07分 散 会

○議事日程（第2号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告
日程第 3 一般質問
1. 東 成 一 議員
2. 鈴木 明 広 議員
3. 北 市 勲 議員
4. 若 山 武 信 議員
5. 安 藤 繁 議員

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告
日程第 3 一般質問

順序	議席番号	氏 名	件 名
1	2	東 成一	1. 新型コロナウイルス感染症対策について 2. 赤平市地域公共交通について
2	3	鈴木 明広	1. 行政改革について 2. 自治体デジタル／トランスフォーメーション（DX）推進計画について 3. コロナ感染症について 4. 人事管理制度について
3	5	北 市 勲	1. 市政運営について

順序	議席番号	氏 名	件 名
			2. 市民憲章について
4	1	若山 武信	1. コロナ禍に於ける企業維持・存続への支援体制について 2. 空き家を無駄にしないまちづくりについて 3. 子育て支援について 4. 障がい者雇用対策について 5. 除雪問題について
5	4	安藤 繁	1. 災害対策について 2. 環境問題について 3. 児童福祉について 4. 石油製品等の高騰について

○出席議員 10名

- 1 番 若 山 武 信 君
2 番 東 成 一 君
3 番 鈴 木 明 広 君
4 番 安 藤 繁 君
5 番 北 市 勲 君
6 番 伊 藤 新 一 君
7 番 木 村 恵 君
8 番 五十嵐 美 知 君
9 番 御家瀬 遵 君
10 番 竹 村 恵 一 君

○欠席議員 0名

〃 総務議事係 長 伊藤 千穂子 君

○説 明 員

市 長	畠 山 涉 君
教育委員会教育長	高 橋 雅 明 君
監 査 委 員	目 黒 雅 晴 君
選挙管理委員会 委 員 長	壽 崎 光 吉 君
農業委員会会長	中 村 英 昭 君
<hr/>	
副 市 長	永 川 郁 郎 君
総 務 課 長	若 狹 正 君
企 画 課 長	林 伸 樹 君
財 政 課 長	丸 山 貴 志 君
税 務 課 長	坂 本 和 彦 君
市民生活課長	井 波 雅 彦 君
社会福祉課長	蒲 原 英 二 君
介護健康推進課長	千 葉 睦 君
商工労政観光課長	磯 貝 直 輝 君
農 政 課 長	柳 町 隆 之 君
建 設 課 長	林 賢 治 君
上下水道課長	亀 谷 貞 行 君
会 計 管 理 者	斎 藤 政 弘 君
あかびら市立病院 事 務 長	井 上 英 智 君
<hr/>	
教 育 学 校 教 育 委 員 会 課 長	尾 堂 裕 之 君
〃 社 会 教 育 課 長	梶 哲 也 君
<hr/>	
監 査 事 務 局 長	中 西 智 彦 君
<hr/>	
選挙管理委員会 事 務 局 長	若 狹 正 君
<hr/>	
農 業 委 員 会 事 務 局 長	柳 町 隆 之 君

○本会議事務従事者

議 会 事 務 局 長	石 井 明 伸 君
〃 総務議事 担当主幹	笹 木 芳 恵 君

(午前10時00分 開 議)

○議長（竹村恵一君） これより、本日の会議を開きます。

○議長（竹村恵一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、7番木村議員、9番御家瀬議員を指名いたします。

○議長（竹村恵一君） 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長より報告します。

○議会事務局長（石井明伸君） 報告いたします。

本日の議事日程につきましては、第2号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況ですが、本日は五十嵐議員が遅参いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（竹村恵一君） 日程第3 これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序1、1、新型コロナウイルス感染症対策について、2、赤平市地域公共交通について、議席番号2番、東議員。

○2番（東成一君） [登壇] 議席番号2番、東成一、通告に従い、質問を行います。答弁よろしくお願いたします。

件名1、新型コロナウイルス感染症対策について、項目1、今後のワクチン接種について伺います。既に接種済みとなっている空知管内の新型コロナウイルスワクチンの管内24市町の平均接種率は全人口に対して84.6%となっており、全国平均より高く、さらに赤平市における接種率は86.9%で、空知管内の平均接種率を上回っております。当市での1回目、2回目接種は大きなトラブルもなく実施され、高い接種率となったのも市の職員、医療関係者やそのほ

かの関係者の皆様のご尽力と市民の皆様のご協力のたまものであり、敬意と感謝を申し上げます。

さて、3回目ワクチン接種についてですが、今月1日から全国でスタートし、道内でも一部の地域で医療従事者から3回目接種が実施されております。2回目接種終了からの接種間隔は原則8か月が経過した人が対象で、来年以降65歳以上の高齢者から順次3回目接種が始まることが予想されます。直近の新型コロナウイルス感染者の数は、全国的に低い水準を維持しており、道内においても感染者の数は少なく、重症者数も少ない状況となっております。しかし、新たな変異株、オミクロン株への警戒感が強まる中、3回目接種は感染拡大防止や重症化予防には有効だと言われております。

国の3回目接種についての方針が日々変わる中、赤平市では対応に苦慮していることと察しますが、今後の3回目ワクチン接種についてどのように実施するのか伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 3回目の新型コロナワクチン接種についてでございますが、ワクチンの効果の持続期間、科学的知見や諸外国の動向を踏まえ、追加接種の実施について国から方針が示され、12月1日から施行されたところであり、赤平市におきましても国の方針に基づき、順次実施してまいります。

対象者についてでございますが、2回目の接種から原則8か月以上経過した18歳以上の方とされており、赤平市におきましては約8,000名の方が対象となります。接種スケジュールについてでございますが、初めに医療従事者の方が接種となり、一部の市内医療機関では今月より接種が開始されます。その後年明けからは引き続き医療従事者の方、次に市内高齢者施設の入所者と職員、その後65歳以上の高齢者と順次実施してまいります。65歳以上の高齢者の方は、早い方で2月半ばに8か月目の接種時期を迎えますけれども、ワクチンの供給状況や接種体制、また今後の国、道の方針や雪道の運転、転倒のリスクなどを鑑みまして、具体的な接種開始時期につきまして

は検討しているところであります。

また、原則8か月以上とされている接種間隔につきましては、現在国でも前倒しについて検討中であり、今後も国、道の方針について注視してまいります。接種券の発送につきましては、接種時期やワクチン供給に合わせ、2回目の接種を完了した方へ市から順次接種券を発送いたします。

今後も国や北海道の方針によりスケジュール等の変更の可能性がございますけれども、決まり次第ホームページや広報折り込みチラシなどで市民の方へお知らせしてまいります。

○議長（竹村恵一君） 東議員。

○2番（東成一君）〔登壇〕 接種スケジュール、接種開始時期等の実施内容については、ただいまの答弁で理解いたしました。

再度担当課長にお聞きしますが、接種体制について1回目、2回目は接種会場となる市内の医療機関は3か所となっておりますが、3回目接種についても同様の体制で実施するのか伺います。

○議長（竹村恵一君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（千葉睦君） お答えいたします。

3回目の接種体制についてでございますが、1回目、2回目の接種と同様に平岸病院、佐々木内科クリニック、あかびら市立病院の市内3か所の医療機関での個別接種を予定しております。

○議長（竹村恵一君） 東議員。

○2番（東成一君）〔登壇〕 接種体制については、2回目接種と同様に実施するという事で理解いたしました。今後国や道の方針により、ワクチンの供給量等の状況でスケジュール等の変更があった場合には市民の皆さんにお知らせしていただき、1回目、2回目同様にスムーズに実施できる体制づくりをお願いいたします。

次の質問に移ります。件名2、赤平市地域公共交通について、項目1、実証運行及び今後の実施計画について伺います。赤平市地域公共交通活性化協議会が設立され、協議会において議論を重ねられ、乗

り合い旅客運送の許可を得て、現在実証運行が進行中であります。赤平市地域公共交通は、高齢化社会にふさわしい継続可能な事業でなければならないと私は考えております。実証運行の検証結果によって利用者の意向や様々な問題点が明確になることから、実証運行は大変重要であると考えます。

そこで、赤平市地域公共交通実証運行が今年1日から実施となり、約半月が経過しておりますが、現段階での利用登録者の申請状況と今後の本格運行に向けての考えを伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 乗り合いタクシーの実証運行と今後の実施計画についてでございますが、乗り合いタクシーの実証運行につきましては、赤平市地域公共交通活性化協議会におきまして実証運行の協議、承認をいただきました。あわせて、11月15日に北海道運輸局より一般乗用旅客自動車運送事業による乗り合い旅客運送の許可をいただいたところであります。

12月1日から12月30日までの約1か月間の実証運行を実施しておりますけれども、約半月が経過し、現段階での利用登録者数につきましては16世帯23人の登録となっております。実際の利用状況につきましては、現段階では4人の利用にとどまっている状況であります。こちらにつきましては、年金支給日や年末の買物などもあるというふうに思いますので、今後の利用に期待を寄せるところであります。

今後の本格運行に向けての考えということでございますけれども、乗り合いタクシー利用者や利用はしなかったが、利用登録をしていただいた方にもアンケート調査を実施し、実証運行の検証を行い、公共交通活性化協議会や分科会において協議を行ってまいります。しかしながら、協議会での協議が行われていない状況ではあります。現段階で利用者があまりいない状況において、新年度からすぐに本格運行に移行することは拙速であるというふうにも感じております。

このたびの実証運行におきましては、バス停から

離れた地区を選定し、運行しておりますけれども、それ以外の地区からも問合せが来ている状況であります。まずは、交通不便地域だけの運行ではなく、高齢者の方、介護の要支援に認定されている方など、バス停を利用することが困難な方も利用できるような範囲を広げ、もう少し長い期間で切れ目のない実証運行も視野に置き、協議会において十分に協議を行ってまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 東議員。

○2番（東成一君）〔登壇〕 答弁ありがとうございます。ただいまの答弁では、利用登録者数及び実際の利用者も少ない状況であるとの答弁でした。実証運行はまだ半月ほど残されておりますので、結果を見なければ検証できません。しかし、実証運行の検証次第では今後の実証運行の延長や再度実施することも視野に入れ、協議する必要があると考えます。例えば冬期間の積雪時と夏の期間では利用者数に変化が生じると思います。このようなことも踏まえた上で調査、検証し、利用者増加につながるように幅広くPRを行い、市民の皆様にも周知していただきたい。今後本格運行に移行する際には、何より利用者の皆様に利便性のある赤平市地域公共交通になるよう、要望として申し上げます。

これで私の質問を終わります。答弁ありがとうございました。

○議長（竹村恵一君） 暫時休憩といたします。

（午前10時15分 休憩）

（午前10時25分 再開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序2、1、行政改革について、2、自治体デジタル／トランスフォーメーション（DX）推進計画について、3、コロナ感染症について、4、人事管理制度について、議席番号3番、鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 質問に関しまして資料を配付したいと思います。

○議長（竹村恵一君） 質問に対して資料を配付したい旨の希望がありますので、資料配付を許可いたします。

暫時休憩といたします。

（午前10時26分 休憩）

（午前10時28分 再開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 議席番号3番、鈴木明広です。通告に基づき、質問させていただきますので、ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

それでは、まず件名1、行政改革について、項目1、業務の棚卸しについてお伺いしたいと思います。行政が行う業務において、プロセスが見える化することは非常に意義のあることであります。さて、棚卸しというのは本来商業の簿記の用語に当たる在庫商品の価格を評価するために棚から商品を出して数量や品質を調査することです。決算に際しては、損益を査定するときに行われる非常に重要な仕事でございます。

行政改革の専門家である滋賀大学の横山幸司教授によれば、行政の棚卸しは、1番目にどのような業務が存在しているのか、2番目にどれほど人材をかけているのか、3番目にどれほど時間をかけているのか、4番目にどれほどのコストをかけているのか、5番目にどのような手順で行われているかの5項目を整理することです。また、これを行う効果として、今まで見えなかった業務が明らかになる費用対効果、いわゆるB/Cが明らかになります。不適切なプロセスが明らかになるときもあります。業務のプロセスを明らかにしていくことで、行政の縦割りによる連携が取れないために業務が非効率になったり、業務内容にチェックが入らないために本来は重要度や優先順位が低い事業を前例踏襲のまま行っていたりしているものが洗い出せます。非効率並びに優先順位の重要度の低い業務を廃止したり、あ

るいはRPA、ロボットなどを使用して方法を改善するためには業務の棚卸しに取り組む必要があると思いますが、ご見解を伺いたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 行政改革における業務の棚卸しの取組状況でございますが、必要性につきましては十分承知しているところであります。RPAのプロジェクトチームにおいて実証実験を行うに当たり、まずどの事業、どの業務で実施すべきか、これを選定する段階におきまして全庁的に事業の棚卸しを実施しなければ、より適切な事業の選定が行われないのではないかと認識しておりました。しかしながら、担当課の負担となりますことから、実際どのように進めることができるのか検討していたところであります。

ただし、検討していた矢先に、国において地方行政のデジタル化等を推進させるため、デジタル庁の発足や、さらには自治体DXの推進に向けた手順書の策定などが行われたところであります。この中で、地方公共団体の情報システムの標準化の対象となる業務は、住民基本台帳や各種市税など市町村が日頃担っている主な業務である17の業務が示されたところであります。今後これらの業務に関する標準仕様が示されることとなり、現行システムとの比較分析が行われることから、この比較分析を行う中で業務の棚卸しや洗い出しを併せて行うことが効率的ではないかと判断しているところであります。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 今まで私行政改革については一連の質問でやってきて、棚卸しというのはそれらの総括的なことになるのですけれども、言葉だけはやる、やるというふうな感がある言葉頂戴しているのですけれども、実効性についてです。共通認識はここで一致しているのです、私。大切な方向性は、行革は絶対必要だ。棚卸しや業務の見直し、洗い出しは必要だ。だけれども、必要なのは、次の段階ですとメソッド、方法とか手法とかが必要になると思うのですけれども、担当課にお聞き

したいのですけれども、どのようなものを考えているか、それについて。

○議長（竹村恵一君） 財政課長。

○財政課長（丸山貴志君） 私のほうからお答えさせていただきます。

一般的な回答になってしまいますけれども、国より示された手順書によりますと、標準仕様書に記載されている業務フローや機能、帳票要件等について現行の業務との違いを分析し、標準仕様に合わせていくというような作業が今後発生してまいらると思います。その際に、現行システムについての業務フローの作成などが今のところ想定されているところであります。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 前よりは一步進んで、フローまで完成したと。そうしますと、次に大切なのは全庁としての取組、特に私意識改革が必要だと思うのです。RPAでも一部の職員は自発的に開発を行っているけれども、まだ全体的に見るとまだらであると思うのですけれども、その意識改革の取組について、課長どういふふうに考えているかお伺いします。

○議長（竹村恵一君） 財政課長。

○財政課長（丸山貴志君） 引き続き私のほうからお答えさせていただきます。

このたびの自治体DXの推進における業務の標準化、共通化の作業の中で、図らずもふだんの業務について再認識することになると思います。また、その過程の中で業務の重要度や費用対効果など様々な視点から見ることによって、これまで以上に職員の意識の向上が図られていくことが期待されると考えております。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 大体分かりましたけれども、今後またシリーズで行革シリーズを追求していきたいと思っておりますので、チェックを入れていきたいと思っております。

次の件名2のほうに移らせていただきます。件名

2の自治体のデジタルトランスフォーメーション、以下DXと訳します。推進計画について、項目1、EBPM、エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング、証拠に基づく政策立案についてということです。総務省の自治体デジタルトランスフォーメーション(以下DX)推進計画は、自治体のDXを2026年3月まで推進する計画であります。その中核をなすものがEBPMであります。これは、データが価値創造の源泉であること、バイアス、人為的、情緒的な偏りを排除した精度の高い統計的なデータ整備を行い、それに基づいて費用対効果の高い施策を立案することです。

従来は、どちらかといいますとエピソードベース、たまたま目に留まったエピソード、経験や定性的、抽象的、感覚に基づく政策が多くなりがちでありました。また、インフルエンサーと呼ばれまして社会的に発言力の強い人間の意見を疑うこと、懐疑することなしに崩壊的に政策に結びつけてきた弊害があったと思われまます。そういうことを勘案すれば、EBPMは言わば確からしさを評価して効率的な政策立案になると期待されるところであります。ただし、エビデンスの種類によりレベルが異なります。例えばヒアリング、定性結果、当市で行われておりますようなアンケートデータの取りまとめはエビデンスレベルは下位に属しております。

どういふふうなものがありますかという、行政の効率化、高度化をB/C、費用対効果ベースとしてはかるためには、ランダム化比較試験、RTCやそれに次ぐRTデザイン、回帰不連続デザインやDID、ディドと呼ばれます。差と差の分析、マッチング法等の可視化、計量分析を行い、エビデンスレベルの底上げを図ることが要求されると考えられます。

しかしながら、中央省庁と比べればデータリテラシー、データに対する認識のレベルの低い自治体でいきなりエビデンスレベルの高いことを達成するのは、人材確保の観点から鑑みれば困難であると思われまます。EBPMの実施プロセスにおける人材は、

データサイエンス及び統計学に精通した人をデータ特別枠として採用し、因果関係に基づくロジックモデルの作成、データ収集のためのリサーチ、設計、エビデンスやアウトカム、結果の分析、評価の業務に専念させなければならないと考えられます。

今後本格的なDX時代を迎え、EBPMによって政策決定、説明責任を果たすための人材確保を当市はどのように進めていくかをお伺いしたいと思います。

○議長(竹村恵一君) 市長。

○市長(畠山渉君) 自治体デジタルトランスフォーメーション、DXの推進におけるEBPM証拠に基づく政策立案のための人材確保についてでございますが、EBPMは政策の企画立案過程の変革であると認識しております。政策の企画立案、検証と改善をエピソードベースから政策目的の明確化や政策効果の測定に重要な関連を持つ情報やデータとは何かを問うエビデンスベースへと転換していくことであり、比較的新しい事項であると認識しております。

国におきましても、平成28年に当時の行財政改革担当大臣が経済統計の改革の必要性について言及されたことを皮切りに、その後様々な協議等を経て、平成30年4月にEBPMを推進するための人材の確保、育成等に関する方針が策定されたところであります。これを受けまして国の全省庁に統括責任者が置かれて、EBPMを推進する体制が構築されております。その後、地方にもそうした取組を求めており、エビデンスを活用した独自の取組を行う自治体も徐々に出てきておりますが、当市におきましては何も取り組むことができていない状況となっております。

議員ご指摘のとおり、EBPMに精通する人材を新たに確保することは容易でないというふうに思いますけれども、当市の今後の財政運営を考えたときに、限られた財源をより有効に活用していくための取組の一つであると考えております。先進事例を参考としながら、まず市としてどう取り組んでいくべきかを早急に研究してまいりたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 ずばっと当市におきましては何も取り組むことができない状況となっていると正直に申し上げたので、ゼロベースからの出発なのだろうと思われま。ただ、慎重で石橋をたたいて渡る市長が早急に研究するということは非常に私は前進のある言葉だと思うので、研究は早急ですけれども、早急な対応にはまだつながっていないので、1つ伺いたいだけでも、EBPMの人材は今民間でも取り合いになっていて、いわゆる売手市場なのです。かなり厳しくなると思います。ある意味では高額な報酬も想定できると。そうしますと、早め早めの対策、先手を打っていかなくてはならないので、人材の確保についても早急に検討すべきだと思うのですけれども、いかがお考えですか。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 人材の確保です。最重要、早急に取り組むべきではないのかといったご質問だったというふうに思います。今議員ご指摘にありました大量データを扱う、ビッグデータを扱う仕事、一般的にはデータサイエンティストとかという言われ方しているかと思うのですけれども、今お話にありましたとおり、職業的には人気の職業だというふうに私もたしか何かで、ちょっと根拠に乏しくて恐縮ですけれども、アメリカの人気職業でいきますとたしか1位がデータサイエンティストで、2位がちょっと分かりません。3位か4位に統計学者が入っていたのではないかなと思いますけれども、その辺は鈴木議員のほうがお詳しいのかもしれないのですけれども、確かにアメリカでは人気の職業ですし、高額所得者でもあるというふうに思います。恐らく新卒のデータサイエンティストでも数千万円ぐらいの年収になるかと思えます。

です。今のご指摘にありました人材の確保が最重要であるということをございましたけれども、赤平市において、ほかまちでもそうだと思いますけれども、極めてそういうことで申し上げますと人

材の確保は難しいといえますか、それよりもさらに厳しいものでないのかなというふうに思っております。

ただ、EBPMでございますけれども、私も調べておりますけれども、EBPM、確かに重要なことだというふうに思いますが、参考の資料で、自治体名は伏せさせていただきたいというふうに思いますが、自治体DXの推進について、先ほどもお話にありました業務の洗い出し、棚卸しも含めて、データサイエンティストであればいろいろな最適解を求めることできるのかもしれないです。私も多少なりともプログラミングの経験がございますので、その辺の理屈は分かっているつもりではございます。ただ、職員の中にデータサイエンティストといえますか、ビッグデータを使った分析、それから統計学者のような統計的に極めて詳しい知識を得るといのはなかなかこれも難しいものでないのかなと思っております。特にインターネットにあふれている情報を見ますと、そのデータが正しいのかどうか分からないようなデータが多くなってきているのではないのかなというふうに思っております。

今申し上げました、自治体名は別ですけれども、地域にとっての最適解を探るところであれば、これは「月刊事業構想」の中に出ていた記述でございますけれども、地域にとっての最適解を探るところでの対応の方針の中には、第1段階にはエクセルを使うと、そして第2段階ではエクセルを使ったマクロ、VBAを使っていく、それから第3段階でRPAツールを使っていくということになっております。この記事の中で、RPAの導入等もやみくもに進めているわけではありません。ちょっと中見省略しますけれども、それは事前にBPRを、これちょっと変わりましたが、BPRをしっかりと行ったからであると考えていると。BPRでございますけれども、ビジネスプロセス・リエンジニアリングと、社内の業務内容ですとかフロー、先ほども申し上げましたけれども、業務内容やフロー、組織の構造などを根本的に見直し、再設計することと

いうふうになっております。

私どもも、デジタルトランスフォーメーションも推進しながらですけれども、今ご指摘にありました棚卸し、事業ですとかその業務についての棚卸しです。そして、それを見える化する。そして、その業務が本当に効率的なものなのかどうかというものも検証していかなければならない。そして、その業務が本当に最適なものなのか、そして根本を突き詰めますとその仕事が本当に必要な仕事なのかということにも行き着くのではないのかなというふうに思っております。ですので、そういったことも考えながら、それから最適なデータの分析、そしてそのデータをどういうものが正しいのかと、そこから最適解を見つけていくというのが難しいものになるかと思っております。ですので、なかなか知識的には難しいですし、データサイエンティストの方を確保するというのも難しいところではございますけれども、私どもも行政マンとしてそれぞれの担当においても統計的に正しいものなのかどうかという判断をできるような努力してまいりたいと思っております。

私からは以上です。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君） [登壇] いろいろご研究なさっているのが分かったのですけれども、エクセルベースというのは回帰分析で使います。回帰分析というのは、エビデンスレベルだと中程度のレベルでございます、問題は何を構築しなくてはいけないかということ、ロジックモデルといたしまして、論理的なプロセスをまず検証してつくっていく。例えば日本のことわざで風が吹けばおけ屋がもうかると、これ全く関係ないようなものが続いていくのです。風が吹くと目を患って、目が見えなくなってしまうって盲人になってしまって、今度なりわいのために三味線を弾かなくてはならない。三味線を弾くと今度猫の胴体が必要になって、猫がいなくなるとネズミが増えて、ネズミが増えたとおけをかじる。だから、おけ屋。これを要素を一つ一つ組み合わせていって、それがどのぐらい確度があるかと、それを実際自治

体における事業に当てはめていくのが回帰分析なのです。

だから、一番大切なのは、データの収集も大切なのですけれども、本質的にはロジックモデルをつくれる人物を登用しなくてはいけないというところがポイントだと思います。そういう方に教育を受ければ、エクセルに入力するようなベースはすぐできるので、大切なのは解析も大切なのですけれども、まずモデルをつくれるような力のある人を登用しなくてはいけない。でも、かなり詳しく研究なさっているので、そこのところは私も踏み込んで、またまたBPRとか出てきたので、今勉強中だったので、今度質問してみたいと思っております。

では、次の質問に移らせていただきます。今度はDXにおけるCIO、いわゆる最高情報統括責任者を補佐するCIO補佐官の外部専用人材活用についてお伺いしたいと思います。自治体DX推進計画におきまして、CIOは副市長が望ましいとされておりますが、CIO補佐官やデジタル技術職員については外部専用人材を特別職非常勤職員や任期付職員などとして積極的に活用を促しております。とりわけCIO補佐官は、その専門性により非常に重要なポストとなります。DX専門の人材難に直面することが容易に予想されます地方自治体が果たして独自の裁量で補佐官を採用することが可能であるか、非常に懸念されるところであります。

総務省が示唆するような外部専門人材、いわゆるDX関連民間企業雇用者を採用することはすなわち自治体と委託、請負関係という、いわゆるステークホルダー、利害関係を任用することになります。そうなりますと、利害関係者が自治体の意思決定に影響力を行使できる可能性が高くなります。その結果として、自治体による意思決定の公正性がゆがめられるおそれがあるばかりではなく、またDXにおいて標準化、共通化される17の自治体基幹業務の情報の漏えいの危険性も危惧されるところであります。

当市としましては、上記のような懸念を未然に払拭するために適切なCIO補佐官を採用する計画な

のかお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 自治体デジタルトランスフォーメーション、DXの推進におけるCIO、最高情報統括責任者を補佐するCIO補佐官の外部専用人材活用についてでございますが、現時点におきまして推進体制の整備に向けて協議をしている最中であり、行財政改革推進室、総務課を統括部門、地方公共団体の情報システムの標準化、共通化の対象となった17業務に関わる市民生活課、税務課、社会福祉課、介護健康推進課、選挙管理委員会、学校教育課を業務部門とした組織とする見通しとなっております。ただ、CIO補佐官として自治体DXの推進を担うことができる人材は確保できていないのが現状でありまして、今後議員ご指摘の点等を十分考慮しながら、早急に検討してまいりたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 再び早急という言葉が出てきたので、できる限り早くしないと、危機感の現れだと認識しております。共通の認識であると思うので、ぜひとも進めていただきたいと思います。この問題は前の問題とかぶるところがあるので、再質問はしません。

次の質問に移らせていただきます。項目の3です。DXにおける情報システムの標準化、共通化による自治体の独自の行政サービスの運営の影響についてお伺いしたいと思います。政府による各種行政DXの施策の目標は、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を実現することにあります。住民に身近な行政を担う自治体、なかんずく市町村長の役割が極めて重要になります。自治体DX推進計画の重点取組の事項としましては、自治体の情報システムの標準化、共通化であり、その中身は目標時期を2025年として、仮称として仮の名前でGov、ガバメントクラウドの活用に向けた検討を踏まえ、基幹系17業務システムについて国の策定する標準仕様に準拠したシステムへの移行があります。

しかしながら、現実的には地方自治体は独自のサ

ービスを住民に提供しております。国の目指す標準仕様のシステムとは相入れない独自の施策を実施することになりますと、利用者の好みや要求に応じて調整したり変更するいわゆるカスタマイズを行う必要に迫られます。地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第8条によりますと、(1)として、地方公共団体情報システムは標準化基準に適合するものでなければならないとされる。(2)番、標準化対象事務と一体的に処理することが効率的である場合には標準化基準に適合する情報システムの機能等について標準化対象事務以外の事務を処理するために必要な最小限度の改変、または追加が可能であることとなっております。

しかしながら、この法律では国の最低限度の改変、追加についての基準というのは不明確であり、市町村単独でカスタマイズを行うには国の助成金なしでは費用対効果の観点から非効率となる蓋然性があります。また、そもそもカスタマイズは、行政コスト削減のための標準化導入という大義名分とそごを来すという問題もあります。今後DX環境下で各市として独自のサービスを維持するためには前述のような問題点をクリアしなければならないと思いますが、どのように対処していくのか、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 自治体デジタルトランスフォーメーション、DX推進におけるDXによる情報システムの標準化、共通化による自治体独自の行政サービス運営の影響についてでございますが、情報システムの標準化、共通化となる17業務のうち、今年度中に8業務、来年度以降に9業務の標準仕様が示されるスケジュールとなっております。先ほどもご答弁申し上げましたとおり、今後現行システムとの比較分析の際に業務の棚卸しや洗い出しを併せて行う予定であります。その過程の中で、標準仕様から漏れてしまった業務につきましては今後の市の施策の実現のために必要かどうかの判断をすることになりますが、その際には費用対効果や業務の進め方、

財政状況など様々な観点からの検討が必要になるものと思います。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 業務の洗い出しを進めていく上で、どうしても必要となる地方自治体独自の固有の仕事を残したいというふうな気持ちも多分出てくると思うのですけれども、その場合にはやはり国の助成金がないと、カスタマイズで余分なお金を使ってしまうと、B/Cから考えると赤字になってしまえば早い話やめてしまわなくてはならないという選択を迫られる可能性もあると。現在いろいろ調べてみますと、どうも国からの助成金に関しては厳しいような記事が多いのですけれども、担当課長にお伺いしますけれども、現在ではどのようにお感じになっておりますか。

○議長（竹村恵一君） 財政課長。

○財政課長（丸山貴志君） 財源につきましては、恐らく議員ご指摘のとおりになるものと今のところ想定はいたしております。それでも実施しなければならぬ市独自の施策ももしかしたら出てくる可能性は否定できませんので、そういった場合には、検討の結果実施することとなった場合には、通り一遍な表現になりますけれども、最小限の費用で最大限の効果を発揮できるように進めていかなければならないものと考えております。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 恐らく一般財源から引っ張り出していくしかないのだろうというふうになって、そうしますと無理やり押し通しますとほかの別な事業も押し出されるという財政状況でございますから、非常に厳しい判断を迫られると思うので、この点については私もぜひとも国には、助成して地方自治体の独立性を守るためにも助成金は出してほしいと思っております。

件名3のほうに移らせていただきます。件名3のコロナ感染症について、項目1、コロナ禍が子供と脳に及ぼす影響を勘案した子供のための新しい教育環境についてというふうな内容です。京都大学の大

学院教授で文科省の科学技術で学術審議委員会委員の明和政子氏の時事通信の電子版の11月6日号の寄稿文によりますと、コロナ禍が子供の脳と心に及ぼす影響という記事があって、読んでみたのですけれども、目が点になってしまいました。今年の8月にブラウン大学の研究チームがアメリカ東部のロードアイランド州で調査をしたら、パンデミック以前に生まれた3か月から3歳の子供たちの認知機能を100とすると、パンデミックの間に生まれた子供たちは78程度に大きく低下しているとありました。かなりの落ち込みだと思えます。

教授は、その原因として、コロナ前は人は発達初期に養育者と身体接触を基盤として他者との関わりを動機づけていく。人の乳児は、抱かれ、授乳され、なでられ、五感を刺激されると生理的、心理的に心地よくなる。そのとき体の外側の情報も同時に視覚、聴覚を通じて提供される。このような経験の積み重ねが五感を刺激されることで身体内部に生じる心地よさと関連づけられ、連合学習が成立し、うまく機能していた。それが養育者の視点を通じて学びたいという社会的な動機づけにつながっているとなっています。

ところが、コロナ禍以降というのは非接触型コミュニケーション、特にオンライン、バーチャル、仮想空間が社会を席卷しております。現実空間は、他者とのボディーコンタクトにより脳内の内分泌ホルモンや神経伝達物質が放出されます。それが体内部の心地よさを生じさせます。一方、仮想のバーチャルでは視覚と聴覚情報に偏り、光、音声は一過性の興奮をもたらすが、身体内部には心地よさがない。身体的な接触経験なくして発達はないとしております。現実的な問題を考えますと、子供の脳が発達における環境の影響を受けやすい特別な時期は感受性期があります。乳児は、相手の目だけではなく、口元の動きを注視して、まねをすることで言語を獲得いたします。マスク着用により相手の表情は覆い隠され、子供たちは表情を経験する機会を急激に減らしております。対面コミュニケーションを行うこと

で人は相手の感情を読み取り、言葉を獲得していく必要がある子供たちにとっては目だけのコミュニケーションでは極めて難しいと教授は論じております。

保育、教育現場では、感染の対策を図りながら子供たちに学びの機会を提供していくことが求められているので、教育現場の苦悩というのは察して余りあるところがございます。しかしながら、教授の論法に倣えば、子供の脳と心を育む環境を従前のスタイルを限りなく取り込んだ新スタイルの在り方を研究するべきときに差しかかっているなど私は思いますが、見解を伺いたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 教育長。

○教育長（高橋雅明君） 議員ご質問のとおり、コロナ禍が子供の脳と心に及ぼす影響につきましてもは想像できるものであり、また様々な教育活動における非接触コミュニケーション、オンラインの導入は感染症リスクを低減させるためには最も有効な手段と考えますが、接触を伴うコミュニケーション、対面による教育活動と比較すると発達に与える影響面に問題があるとの見解につきましてもは理解できるものであります。また、マスクの着用で相手の表情が見えないことにより、相手の感情を理解したりコミュニケーションが取りづらくなっていることは、コロナ禍以前からSNSやラインなど子供たちのコミュニケーションツールの変化によるすれ違いや誤解など問題点も指摘されているところであり、その影響が増大していく可能性についても危惧されているところでもあります。

しかしながら、現時点における教育活動は安全、安心な学びの環境を整えるため、新型コロナウイルス感染症対策が一番重要なものとなっております。本市におきましても、国が示す学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生マニュアル、いわゆる学校の新しい生活様式に基づき学校等での教育活動を行っており、様々な場面においてマスク着用が義務づけられております。よって、議員のご質問の見解につきましてもは理解するところではござい

ますが、現時点におきましてもはオミクロン株など新種のウイルスへの対策も懸念されていることから、子供の脳と心を育む環境について従前のスタイルを限りなく取り込んだ新スタイルの検討を市独自で始めることは困難と判断するところであります。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君） [登壇] 非常に厳しい現状なので、感染の防止を対策しながらという点で教育現場お伺いしますと、やっぱり混乱しているようでございます。乳児からのような話ですけれども、実は小学校の先生、中学校の先生に聞いても、やはりマスクをしていると目元だけで判断するので、どうしても本当の気持ちや相手の口元、感情などを捉えることは難しい。そういうふうな困難を乗り越えながら教育するのは難しい。

私たち大人というのは、マスクのない時代から経験しているので、マスクを外した新しい現実というのは受け止められますが、もしこのまま時代がコロナ禍が延々と続くようになってしまいますと、マスクをつけたことが日常化してしまった場合というのは、このままの研究でいくとますます発達において障害をもたらす。すなわち国の将来を担う子宝、子供たちの能力が落ちれば国の発展にも障害が来るのではないかということ懸念した上で、ある意味では私の提言としての質問でございます。

当然国の指針、新しい文科省の新スタイルに基づく非常に厳しいところがあるのですけれども、制度上は私はやむを得ないところがあるのですけれども、将来を担う子供たちにとって必要な新しい生活様式を次世代のために考えるのは、もう論をまたないと思います。したがって、保護者の危機感を反映する社会の世論の形成を図らなければ文科省は新たなガイドラインは示さないのではないかと思います。私は、幼児や就学児童を持つ保護者に対しては、人間としての育ちの前提となる子供の脳と心を育む環境の在り方について啓発する機会を設けるべきであると思いますが、お考えを伺いたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 教育長。

○教育長（高橋雅明君） 特に幼児期及び就学期の児童につきましては、マスクの着用によるコミュニケーションの障壁、脳の発達に及ぼす影響については理解するところで、現在家庭においてはマスクを外す場面が多いと考えられますので、保護者に対し啓発する必要についても理解するところではあります。

しかしながら、さきにお答えしたとおり、原則マスク着用で教育活動を行っている中で、積極的に情報発信することは困難であると考えております。よりまして、情報共有はいたしますが、今後国が示す衛生管理マニュアルの改定が行われ、マスク着用などについて学校設置者に委ねられる部分が出てくるなど、そういう時期を見て周知等を検討していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君） [登壇] ぜひとも周知する時期が来ると期待しております。期待していないと大変なことになるのではないかと思うので、教育で言う発達の心理学で、非常に重要な人間が発達する段階において得なければならない経験を得られなかったことを後で習得しようとしてもなかなか難しいというのは言われていることなので、ぜひとも啓発活動なり情報の共有化を図っていただきたいと思えます。

次の質問に移らせていただきます。項目の2番、社会福祉施設等における面会についてお伺いしたいと思えます。厚労省が11月の24日に各都道府県、中核都市、指定都市民生主管部（局）に出した社会福祉施設等における面会等の実施に当たっての留意点についてというものがございます。11月19日に新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が決定され、面会については具体的に地域における発生状況等も踏まえるとともに、利用者、面会者等の体調やワクチンの接種歴、検査結果等も考慮し、対面での面会を含めた対応を検討することの方針が示されました。また、外出については、感染が流行している地域では感染拡大防止の観点と利用者、家族のQ

OL、クオリティー・オブ・ライフ、生活の質を考慮して利用者の外出についての対応を検討することの方針が示されます。

注目すべき点は、社会福祉施設等において面会や外出を行う場合には感染防止対策を十分に行うことを踏まえて、面会については感染経路の遮断という観点とつながりや交流が心身に与える影響という観点から、地域における発生状況等も踏まえまして可能な限り安全に実施できる方法を検討することとなっております。具体的には、地域における発生状況や都道府県等が示す対策の方針も踏まえるとともに、入所者及び面会者の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮して、管理者が面会時間や回数、場所を含めた面会の実施方法を判断することとなっております。なお、入所者や面会者がワクチンを接種していないことを理由に不当な扱いを受けることがないように留意し、ワクチンを接種していない入所者や面会者も交流が図れるように検討することであります。

資料を見ながら次のところの話を聞くと分かりやすいので、御覧ください。世界中でコロナウイルスによる死亡者は施設にいる高齢者が多いのですが、その一因は施設にいる高齢者への面会が禁止されたり面会時間が大幅に削減されたりして免疫力が大きく低下したことにあると思われまます。参考資料に掲げましたグラフでは、孤立期間が長くなるほど生存率が低くなっています。この論文により、社会的に孤立した個人は、幾つかの研究で死亡リスクが高いことが判明しています。最近のメタ分析においても、最も社会的に孤立している個人の全死因死亡率が社会的に統合されている個人、接触が多いという意味です。個人のそれよりも50%高い可能性があると思われまます。

当市では、通達を踏まえて今後どのような面会、外出の実施ができる方策を検討しているのかお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 社会福祉施設等における面会

についてでございますが、議員のご質問にありましたように、厚生労働省から11月24日に社会福祉施設等における面会等の実施に当たっての留意点について通知が出され、赤平市におきましても市内の関連する施設に周知したところであります。

市内施設の面会状況についてでございますが、昨年新型コロナウイルスの感染が拡大し、道内の施設でもクラスターの発生が見られた時期には面会をお断りしているところが多くありました。その後各施設でも感染対策を講じながら家族と交流できるように工夫がなされ、オンラインでの面会や窓ガラス越しの面会などが実施されました。現在におきましては、施設入所者の体調や介護の度合いなど、施設の種類などにより違いはありますが、各施設管理者を中心に検討がなされ、面会制限も徐々に緩和されてきており、遠方にある家族とはオンライン面会、近隣の家族とはパーティション越しに対面の面会も多くなってきております。

議員ご指摘のとおり、施設に入所されている方にとっては家族やご友人との交流は生活の張りとなり、心身の健康へとつながるものと思います。市といたしましては、家族と交流できる方法など、施設への情報提供や情報共有を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 当市におきましては、施設の種類の違いはあるけれども、責任者がいろいろ工夫して、できる限り交流する、面会するような方向で進んでいるということを知って安心したところでございます。

最近の死亡数のデータを見ますと、今年度は現在まででおおよそ6万人ぐらい去年より増えているのです。このままいくと昨年度より7万人増えていくと考えますと、すぐコロナかと思うのですけれども、実は違っていて、老衰がこの死亡数の急増についてナンバーワンなのです。コロナ関連死というのは1万4,000人ぐらいなのです。インフルエンザ関連で年間1万人亡くなっているのです、コロナと比較すると

いろいろな意見があるので、私は述べませんけれども、果たしていかなものかと思われま。すなわち恐らく人間というのは、ぬくもりのある交流がなくなりますと精神的にも肉体的にも急激に衰えがくるのではないかと感じます。その結果としまして、老衰が進む、また認知症が進む。認知症が進むと、御存じのとおりやがて自分で食べられなくなる。食べられなくなると誤嚥性肺炎を起こしたりしやすくなる。そういう関係で老衰が増えているのではないかと思われま。

コロナに関しましては、一事が万事全てコロナ感染状況の影響を受ける状況であります。そこで私は調べてみたのですけれども、感染等について専門機関のホームページで調べたところ、九州の久留米大学の医学部免疫学講座というところがございまして、変異したウイルスに関するワクチンの効果と各自の対策はというふうなところがございまして。そこによりますと、28万1,000人の新型コロナウイルス感染者から採取されました検体ウイルス遺伝子の大規模解析結果がイギリスから10月14日に報告されました。その中で特筆すべきというのは、アルファやデータ変異株が淘汰された経過から、ここが大切なのですけれども、パンデミックの歴史が教えてくれるように、新型コロナウイルスも感染力を増しながら毒性を弱くし、人類との共存を模索しているのかもしれない。また、人類も新型コロナウイルスに対する集団免疫を日々強化させ、ワクチン接種がさらに集団免疫獲得を加速してくれますと記述しているところでは。

こういう知見について当市は把握しているかどうか、担当課にお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（千葉睦君） お答えいたします。

新型コロナウイルスの感染力等についての研究、知見は多岐にわたり、多種多様な発表がなされています。議員ご指摘の弱毒化と人類との共存についての論考についてですけれども、公的機関の研究によ

るものとは承知しております。しかしながら、私どもでそれを評価する専門性や疫学的な知見は有しておりません。したがって、その内容について見解を述べることは差し控えさせていただきますが、ウイルスは宿主である人間と共存するために変異を繰り返しながら弱毒化して人類と共存してきたという、あくまでも歴史的事実についての認識は多くの人に共有されているのではないかと思います。

担当課としましては、感染状況が一刻も早く落ち着き、市民が安心、安全な環境の下で暮らせるようになるために、文字どおりウィズコロナとなるようにウイルスの弱毒化が世界的に認知され、新型コロナウイルスが季節性感染症レベルまで落ち着くことを切に願っております。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君） [登壇] 歴史をひもとくと、確かに現在のインフルエンザA型でありまして、かつてスペイン風邪、100年前、第一次世界大戦のさなかなのですけれども、日本では1818年から1819年の1年間に約26万人亡くなったと、次の年には12万7,000人と半減し、3年後には3,700人まで減少していると、こういうデータがある。非常に興味深い。何を意味しているかということ、恐らくスペイン風邪は当時の医学ではワクチンがなかったため、あとは医療レベルもかなり低かったけれども、3年目には季節性インフルエンザ程度にまで落ち着いたのではないかと推察できます。その時代は、医療レベルは低かった。何が一番貢献したかということ、免疫力の獲得ではないかと思います。私は、この点に非常に注目していて、多くの有識者、感染症の専門家も免疫力の獲得が鍵を握るのではないかという知見を示しています。ただし、ゼロコロナ、すなわちウイルスは絶対遮断するのだというふうに不寛容な方もいらっしゃると思います。そういう方の意見も尊重してはならないと思います。

ウイルスの封じ込めの正当については、かまびすしく言われ続けてきたのですが、今年の7月にアメリカのCDC、アメリカ疾病予防管理センターがP

CRの緊急的使用許可については本年12月をもって取り下げることをホームページ上で発表しております。個人的には、正しく新型コロナウイルスを怖がるためには、コロナ感染における定性判定について、PCR等の機会です。定性判定について国際的な方向性についてもWHOやCDC等の発表を今後も注視していきたいと思います。

いずれにいたしましても、私も介護健康推進課長と同じく、一刻も早く季節性のインフルエンザ等にとどまって、失われた日常が戻ってきて、明るい赤平市が戻ってくることを祈念するわけでございます。

次の質問、最後の質問、件名4番に移らせていただきたいと思います。件名4、人事管理制度についてです。項目1、会計年度職員の待遇等についてお伺いしたいと思います。市町村の会計年度職員の人員配置、異動について、他市で不適切な待遇が行われた事例があると聞いております。私は、人事管理におきましては次の3点に注意すべきだと考えます。まず、1点目においては、任期付短時間勤務職員や会計年度任用職員の人事異動に当たっては、職場に混乱を生じないような適切な配慮を行うこと。2番目につきましては、定年まで年数の少ない人を異動させないこと。3つ目としましては、業務実態を無視して業務に支障が出るような職員の大幅な入替えなど職場、職員に負担のかかる異動は行わないことだと思っております。このことについて当市ではどのような対応を行っているのかお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 会計年度任用職員の待遇についてでございますが、会計年度任用職員は地方公務員法における非常勤一般職の公務員であり、令和2年4月1日から施行された制度であります。基本的に一つの年度内で任用される職員であります。任期の延長や再度の任用も可能となっております。採用時には労働条件として任用期間や勤務時間、休暇等のほか、就業の場所として配置する係を明示し、

通知しております。

会計年度任用職員の配置につきましては、各課の要望を前提としております。新規で任用する際は各課において選考を行っており、また再度の任用をする際も業務実態とこれまでの勤務状況などを考慮しつつ各課において判断しております。したがって、必要とする業務に合った人材を任用しており、各職場にとって適材適所での配置となっているものと考えております。しかし、退職等により業務に支障が出る場合には、市民サービスの低下を招かないことを第一に、人員の配置替えをしなければならない場合もあります。

会計年度任用職員制度は、施行後1年が過ぎたところであり、まだ新しい制度であります。議員のおっしゃる3点については、職場環境を整えるためには注意すべきものと認識しております。そのようなことも含め、今後も各課における業務状況を検証し、会計年度任用職員の配置については原則として任用期間内での配置異動を行いませんが、引き続き業務が効率的に行える体制についても検討してまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 一番大切なところは、職員として働いている場合においては異動によるたらい回し、こういう件を非常に懸念すると思うのです。そこについては、原則として任用期間内で配置異動を行いませんというふうな言葉が今あったので、これから多分それが担保されるのではないかと考えております。当然今後も検証していくつもりではございますが、そういうことです。

制度についてお伺いしたいのですけれども、本市における会計年度職員の異動についてはどのような形で行われているかということについてあまり周知されていないので、副市長が多分担当だと思うのですけれども、ちょっと説明いただきたいのですけれども。

○議長（竹村恵一君） 副市長。

○副市長（永川郁郎君） 会計年度職員の異動につ

いてのご質問であったと思いますけれども、先ほども市長が答弁しましたとおり、異動が必要な場合については関係各課の状況等を課長等から十分に把握をした上で適切に対応しているものと考えているところでございます。

以上です。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 分かりました。そうすると、責任の一番の所在というのは副市長にあるということで認識してよろしいわけですか。

○議長（竹村恵一君） 副市長。

○副市長（永川郁郎君） 一応私と総務課において、あと先ほど申しあげました担当課長も含めた中で基本的なことを決めまして、その上で最終的には市長に報告をいたすというところでございます。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 分かりました。それについては制度が分かったので、しっかりこちらのほうでも把握できました。

この問題について最近近隣自治体の関係者にちょっとお伺いしたところ、自主退職者がどうも増えていると、そういうふうなことを耳にしております。違うと思っているかもしれませんが、自主退職に追い込まれるということは、自分の適性に合っていない、もしくは人事異動が恣意的に行われて、慣れない職場で短期間で、また別な職場にいるというふうな精神的負担から追い込まれていく可能性もあると考えられます。公務員という仕事というのは、住民にサービスを提供するという重大な使命がございますから、身分は適切に確保されなければならないと思います。すなわち肉体的な、精神的な健全性を保ちながら仕事をすることによって初めて住民サービスが適切に行われるのではないかという前提であると思います。そのことを踏まえたと、人事異動については非常に慎重にあるべきで、各課においても少ない、多いというところはあると思うのです。人が足りないのです、何とかしてほしいと、そういうふうな厳しい状況ではあります、労働者としての権

利をまず守るという1点、市長は特に革新市政でございますから、その点人権とか労働者の権利についてはなお一層厳しい目で見られるところがございますから、その辺をぜひとも担保しながら、今後もこの人事異動についてはしっかりやっていただきたいと思っております。

以上で、時間が余ってしまいましたが、私の質問は終わりたいと思っております。

○議長（竹村恵一君） 暫時休憩といたします。

（午前11時32分 休憩）

（午前11時40分 再開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序3、1、市政運営について、2、市民憲章について、議席番号5番、北市議員。

○5番（北市勲君）〔登壇〕 議席番号5番、新政クラブ、北市勲でございます。通告に従い、一般質問いたしますので、ご答弁のほどよろしくお願いたします。

件名1、市政運営について、項目1、第6次赤平市総合計画の遂行についてをお尋ねいたしますので、よろしくお願いたします。第6次赤平市総合計画は、赤平市が目指す将来の姿を実現するための方向を示すためにつくられ、全ての分野を対象とした総合的な計画になるものと理解しております。令和2年から令和11年までの10年間の計画であり、計画の遂行に当たり、多分野にわたるために計画の達成には短期、中期、長期のものもあり、達成された計画の検証や実施中における計画の進捗状況確認のためにそれぞれの実施計画タイムスケジュールの作成を要望してまいりました。

この要望につきましては、昨年第4回議会にて要望したところ、5年間の実施計画を策定し、その中で個別の事業、年次計画を策定しますとの答弁をいただきました。また、本年9月の第3回議会においては、未提出のために、なぜ未提出なのか、その理由の説明を求めたところ、個別施設計画の策定と

公共施設等総合管理計画の策定や過疎計画の策定と計画の策定が続き、実施計画の策定に至っていないが、早急に示すとの答弁でもありました。しかし、今日においてもいまだに提出をされておられません。なぜこのように策定に1年もかかっても示されなかったのか、その説明を求めたいと思っております。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 第6次赤平市総合計画における実施計画の策定についてでございますが、これまでも議員からご指摘をいただき、いまだにお示しできないことに関しまして率直におわび申し上げます。

第6次赤平市総合計画、第2期赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略に沿って各施策を進めているところであり、また、投資的事業につきましても主要事業として毎年ローリングを行っておりますが、この取りまとめも終わったところであり、それらを基にして実施計画の策定作業を進めているところでもあります。何度も答弁させていただき、まだお示しできていないということに関しましては再度おわび申し上げますけれども、12月中には策定いたしまして、1月にはお示しをさせていただきますので、何とぞご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○5番（北市勲君）〔登壇〕 ただいま実施計画が示されていないことのおわびがありました。やっこの1月に、年明け1月に出されるとのことですが、私はこの1年間、議会での答弁を聞いておまして、議会における質問の答弁には重大な責任があると、このように思っております。今まで数回市長から答弁をいただきましたが、同じような答弁の繰り返しで、その場しのぎの答弁であったように思い、議会を軽視しているのではないかと、そのような感じもいたしました。これについて市長はどのように考えているかお答え願いたいと思っております。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 先ほどもご答弁申し上げましたけれども、個別施設計画と、また併せまして、こ

れまでもご答弁申し上げましたけれども、公共施設等の計画、それからまた過疎計画といったところもあつたかというふうに思います。今ご指摘にありましたとおり、議会軽視といったふうに受け止められるかもしれませんが、こういった計画などの策定が続きましたことから、実施計画の策定が遅れているといった状況でございます。また、ぎりぎりの職員数で対応しているということもございまして、また当市におきましては将来的にも人口減少が想定、見込みになっているといったこともございまして、各課においては最小限の職員数で精いっぱい努力をしております。今後1月にはお示しするべく実施計画の策定作業に入っておりますので、何とぞご理解いただければと思います。

○5番（北市勲君）〔登壇〕 私は、市長の議会対応も含めて非常に無責任だなと。今も私が聞いたのは、遅れたこともそうですが、今までの答弁というのは責任ある答弁であつたのか、あるいは議会の軽視していなかつたのか、そのことをお聞きしたので、そのことを再度お聞きしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 議会軽視といった厳しいご指摘が今ございました。私どももできる限り最大限の努力をして取り組んでまいりましたけれども、どうしても実施計画の策定までには取りかかれなかつたと。この点につきましては本当に、再度の言葉になってしまいますけれども、心からおわび申し上げたいというふうに思います。決して議会の軽視しているわけではございませんし、私どももできる限り最大限の努力をしてきたつもりでございます。結果としてお示しできなかったことにつきましては、また繰り返しになりますけれども、おわび申し上げたいというふうに思います。今月中に策定をして、できる限り来月1月には皆様方にお示ししたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○5番（北市勲君）〔登壇〕 議会の軽視をして

いないということであれば、それなりに受け止めさせていたきたいと思います。

第6次赤平市総合計画については、多くの市民の参画を得てつくられてきた計画でもあります。この計画の基本構想及び基本計画を策定し、さらに実施計画の策定をする担当課は、今年の9月の答弁にありましたように、個別施設計画の策定だとか、あるいは公共施設等総合管理計画の策定、さらに過疎計画の策定や地域公共交通の実証運行の準備など、大変幅広く仕事をしている。この仕事量は相当多いと思うのですが、これについて先ほど市長さんからぎりぎりの職員で対応したという答弁いただきましたけれども、これはぎりぎりではなくて足りなかつたのではないかと、そう感じるのですが、いかがですか。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） ぎりぎりの職員数ということで話があつたけれども、足りなかつたのではないのかといったご指摘だつたというふうに思います。私どもにおきましても職員全体の職員数についても適正な職員数がどの人数になるのかということは考えながら進めてきております。ただ、計画の策定が複数の計画の策定期間が重なつたということもございまして、ほかの課からの動員ということも当然考えなければいけないわけですが、ほかの課でもやはり必要最小限のぎりぎりの職員数で対応しているというのが現状でございます。ですので、担当の課に職員を配置すべきであるというふうには思いませんけれども、どうしてもほかの課から協力を得なければならないということになりますけれども、そういった余裕も実はないというのが現実でございます。

これにつきましても、足りない中で担当の企画課には非常にご苦勞をおかけしているというふうに思いますけれども、私ども理事者も協力しながら、私も企画課長でおりましたので、私以下理事者も含めて協力をしているところでございます。1年にわたつて、1年以上遅れてしまつて大変申し訳ないというふうには思っておりますけれども、今月中には策定

しまして、来月には何とかご報告申し上げたいというふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。

○5番（北市勲君）〔登壇〕 ぎりぎりの職員の数でやっているという答弁ですけれども、職員の配置については市長さんしかできないわけです。これは何が優先するのかと。先ほどの同僚議員の質問にもありました。何が大事で、何が優先しなければならないのかと、こういうことを把握しながら人員配置をしなければならないと私は思います。

それで、職員が足りないから遅れたと、こんな恥ずかしい話は市民に聞かせたくないです。それでなくても、一般的に行政のやることはスピード感がないうような評判も立っていることも事実です。その中で、赤平市の将来を左右する大事な大事な第6次計画の詳細が出されないということは、赤平市民が一番迷惑をする話です。そういうことを捉えて、事の重要性ということを十分把握していたのだらうと思いますけれども、これについていかがですか。どうも今までの答弁を聞いても事の重大性が分かっていないような感じがするのですが、いかがでしょう。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 事の重大性について、今また厳しいご指摘をいただきました。最上位計画の10か年の計画でございます。私どもにおきましても、これは市のこれから10年間進むべき道を計画しているものでございますので、実際に取り組んでいないわけではございません。また、計画がない時代もございましたけれども、計画があったかなかったかということについて、行政の停滞は許されませんので、業務については進めているところでございます。

ただ、今議員ご指摘にございましたとおり、実施計画について示されていないというのは非常に行政としても不手際だったのかなというふうには思っております。ただ、繰り返しになりますけれども、行政としてやるべきことをやっていないというわけではございません。ただ、実施すべき計画の中身につ

いてお示ししていないというのは本当に申し訳ないというふうに思っております。これからについても、今後におきましても、計画を今1月にお示しするべく進めておりますけれども、行政の停滞がないよう、作業については今進めているところでございますけれども、実際の行政活動については停滞しないよう進めているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○5番（北市勲君）〔登壇〕 分かりました。今何回も市長さんからおわびの言葉がありましたけれども、こういうことのないように、何が優先かということ等を常に考えながら行政の執行をしていただきたい。この実施計画は12月中に策定し、1月に示されるということでございますので、間違いのないことを信じて期待して待っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

次に進みます。件名2、赤平市民憲章について、第3項のきれいな花と緑でまちを包みましょうについてお尋ねをいたします。要旨1、1974年につくられた赤平市民憲章は、前文に、私たちは、空知川に育まれ、石炭によって発展した赤平の市民です。この郷土に誇りと責任を持ち、より豊かなより美しいまちづくりのため、この憲章を定めますとうたわれております。これは5項目から成っております1項目ですが、それぞれの項目は世代を超えた共通の目標、指針であると私は思っております。特に第3項は、きれいな花と緑でまちを包みましょうとなっております。この第3項についてどのように捉えているのか。また、この第3項の実現に向けて今までどのような活動をされてきたのかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 赤平市民憲章についてでございますが、赤平市民憲章は昭和49年7月31日制定されており、市民憲章起草委員会が中心となり、市民や地域団体のご意見を取り入れて制定されたものでございます。この中のきれいな花と緑でまちを包み

まじょうの趣旨といたしましては、自然と公德心、心の美しさ、そして平和で公害のない環境をつくり出そうというものであります。当時は石炭産業の繁栄している時代背景や公害等の諸問題もあり、自然環境への配慮などの観点により制定されたものであると思っております。

このことにより、これまでの市の取組といたしましては、条例により市の花として制定されている菊を振興するため、菊まつりが行われ、産業や時代の移り変わりに伴い、花の種類もコショウランとなり、北海道の春は赤平からをテーマに道内最大規模の展示会等を行い、市民の参加もいただきながら、花々の観賞を通じ、心の美しさを養ってこられたものと思っております。また、赤平市の山林においては、赤平市の市有林、それから私有林の更新事業も進めており、自然豊かな山林の維持にも努めており、緑が絶えないまちづくりも継続して実行しております。

このほかにも、これまで取り組んでこられたことにより、きれいな花と緑でまちを包みまじょうの趣旨となる自然と公德心、心の美しさ、そして平和で公害のない環境をつくり出そうということに努められ、また継続するよう取り組んでまいります。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○5番（北市勲君）〔登壇〕 ただいま赤平市の花、菊と制定されておりますということですが、過去にも菊まつりが行われていたとのことですが、今では菊の姿もあまり見かけないような状況になりました。大変寂しい限りでもあります。また、赤平市の地形は南北に山がありまして、それなりに緑に囲まれておりますが、しかし一歩まちの真ん中を見ると国道が走っていて、実は過去に今の赤平橋から赤平郵便局までの市のメインストリートに六十数個の植樹ますがありました。そこにはプラタナスが植えられていたのですが、現在は2本しか残っていません。市役所のカーブのところと、あとみらいのところに入っていく角に1本あるだけで、赤平には2本しかないのです。

そういうことで、赤平市内が緑が全くとは言いま

せんけれども、街路樹が全くなくなっていると。今残っているのは、駅前から虹かけ橋に向かっての両側にイチイが植えられているのと、あと赤平市の若い方々がプランターを置いていると、こんなような状況なのですが、こういうことで赤平市の中心街を市民憲章に沿って潤いのある緑化を考えてみてはいかがかと思いますが、もし考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 今きれいな花と緑でまちを包みまじょうといったことに対する関連のお話だったと思います。今ご指摘のありましたメインストリートになります市の駅前のところ、その植樹ますについてもプラタナス、かつてはあったけれども、今少なくなってきて2つしかないというお話がございました。それから、その道路に沿った街路樹もなくなってきているといったご指摘だったと思います。確かに中心街につきましては、潤いのある緑化について取り組まなければいけないということもあろうかというふうに思います。

ただ、沿線の住民の方、商店の方々から様々な意見もございます。北海道は雪が降る問題もございまして、除雪についても木がどうしても支障になる場合も中には出てくるといったこともございます。決して街路樹について対応していないというわけではございませんけれども、様々な沿線の商店街、住民の方々からのご意見踏まえまして、今のような街路樹が少なくなってきているという状況になってきたのかなというふうには思っております。ただ、今ご指摘ありました市民憲章にもございますから、潤いのある緑化についても今後また行政内部におきましても研究してまいりたいというふうに思います。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○5番（北市勲君）〔登壇〕 今すぐここで検討するというご答弁は期待しておりませんが、今の現状の赤平見たときに、人口減少あるいは過疎化によってメインストリートに面する商店がだんだんとなくなって、空き地が生まれてきたと。今こそ、

これは赤平にとってはピンチかもしれぬけれども、潤いのまちづくりについては逆に言えばチャンスかもしれない。そういうことで、私は街路樹をきちっと整備していくということはやっていただきたいし、先ほど検討するという事なので、期待して待っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

次に、今後憲章の実現、3項のみならず、5項目も含めて実現に向けてどのような活動ができるのか、これについてもぜひ考え方をお聞かせいただきたいと思っています。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） さきにご答弁させていただきましたきれいな花と緑でまちを包みましょうの趣旨のほか、いたわりと笑顔をまちに広げましょうと、これにつきましては高齢者や子供をいたわり、美しいまちとして、そして家庭の和やかさ、これをうたったものでございます。よく学び、つくり出す芽を育てましょうと、これについては教育、さらに文化の創造、子供の夢をうたったものでございます。たくましい働く力を伸ばしましょう、これにつきましては健康で勤労に励み、産業の発展に尽くす意気込みをうたったものでございます。また、みんなで語り、みんなのまちをつくりましょうと、これは市民が集結し、郷土愛に燃え、市民によるまちづくりを行っていただきたいという考えが込められているものでございます。このように市民憲章のそれぞれには市民生活や将来のまちづくりの基本理念を分かりやすく表現されており、市民の心のよりどころとなるものでございまして、市政の道しるべになるものと考えております。

議員ご質問にございました市民憲章の実現に向け、どのような活動ができるのかといったことでございますけれども、直接的な活動とは言えないかもしれませんが、第6次赤平市総合計画において赤平市が目指す姿としてのまちづくりの基本方向でございまして、市民とともに歩むまちづくり、市民に優しいまちづくり、市民が誇れる魅力あふれるまちづくり、

これらを進めることにより、市民憲章の実現にもつながるものと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○5番（北市勲君） 〔登壇〕 第6次赤平市総合計画において赤平市が目指す姿としてこの基本方向を進めるとのことですが、市民憲章の実現につなげたいという答弁いただきました。ぜひ第6次赤平総合計画、これは市民憲章に沿ったきめの細かい実施計画というものをつくっていただければと思っております。よろしく願いいたします。

要旨の2につきましてですが、統合中学校並びに来春開校予定の小学校の周辺のグラウンド周辺の緑化についてお尋ねをいたします。今まで我々が学んできた校舎の周りには緑の樹木があり、それぞれ四季の趣を感じさせる環境であったと思っておりますが、現在の赤平中学校周辺や来春開校予定の統合小学校の周りには樹木は見当たりません。教育のある学校にこそ植樹をして、市民憲章の目的を實踐できるような環境にするべきではないかと、このように考えておりますが、教育委員会としての考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（竹村恵一君） 教育長。

○教育長（高橋雅明君） 統合新築校の赤平中学校は旧赤平高校を除却した跡地に建設されておりました。また統合新築校の赤平小学校につきましては旧赤平中学校を除却した跡地に現在建設中であります。いずれの学校も建設計画を策定する段階で、赤平中学校におきましては校舎の形状から樹木が邪魔になったことや近隣住民からカラスに襲われる苦情が頻発していたこと、また赤平小学校におきましては年数経過により樹木が倒れるおそれがあったことなどにより、敷地内の樹木を伐採したところでございます。また、グラウンド周辺の新たな植栽につきましても、新たな防球フェンスの設置工事や設置後の防球ネットの管理をする上で支障となるため、行わないこととしたところでございます。

それぞれの学校敷地内においては、植樹の代わり

にグラウンドのり面の芝、学校花壇の設置により、できる限り緑化に配慮をしているところでありませぬ。現時点において学校敷地への新たな植栽について特に計画はしておらず、またグラウンドへの植樹は敷設した暗渠の関係上実施できませんが、グラウンド以外の学校敷地内の植樹につきまして今後検討課題とさせていただきます。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○5番（北市勲君）〔登壇〕 ただいま旧赤平高等学校の跡地に建てられた中学校、この辺を建てるに当たって、あるいは今回の小学校の建築も建築上今までであった樹木が邪魔だったということについては理解いたしますが、なくなったものを戻せなんて言う気はありませんけれども、しかし植樹というのは、あえて植樹の効能なんて述べる気ありませんけれども、我々の生活の中に潤いはどうしても必要だと。そういう意味で、ただいま学校敷地内にスペースがあればしますという話なので、ぜひそれをしていただきたいと、このように思っております。今我々が何をすべきか。生活の中でいろんな人間関係も含めて昔のいい面がだんだんなくなってきていると。そういう意味では植樹も大変大事な話だと、このように思っています。

最後になりますけれども、赤平市にはまちづくりの指針及び目標となるすばらしい市民憲章があると、このことはまちづくりの目標でもあるわけです。ですから、市民憲章の目的とするところを理解して、実現に向けて行政も市民もいま一度市民憲章の持っている意味を理解して、期待し、質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（竹村恵一君） 暫時休憩といたします。

（午後 0時12分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序4、1、コロナ禍に於ける企業維持・存続への支援体制について、2、空き家を無駄にしな

いまちづくりについて、3、子育て支援について、4、障がい者雇用対策について、5、除雪問題について、議席番号1番、若山議員。

○1番（若山武信君）〔登壇〕 議席番号1番、若山武信、通告に基づき、一般質問を行いますので、答弁のほどよろしくお願ひいたします。

まず冒頭で、長期に及ぶコロナ禍の下でご苦労されております医療従事関係者皆様や感染症予防対策に日夜ご尽力いただいております市職員を含む関係者皆様に改めまして敬意を表し、感謝申し上げます。

中に入ります。それでは、件名1、コロナ禍における企業維持、存続への支援体制について、項目1、救済必要な企業への継続支援について。長期化するコロナ禍の下、当市では市民生活の窮状対策に幅広く支援金が給付され、また企業支援として雇用継続支援金、中小企業等事業継続支援金等も複数回にて給付されるなどにより、多くの市民に評価されていますし、このたびの12月の定例会におきましても新たな支援策が提案されているわけでございます。しかし、オミクロン株という新たな変異ウイルスが出現し、再び感染拡大が懸念されますとコロナ終息への出口が見えなくなるとともに、これまで何とか厳しい経営に耐え抜いてきた企業も今後は限界を超えるような試練に見舞われること等が予測されます。今後は、単なる支援ではなく救済策が必要となってくる企業が増えてくることかと思われるところで

す。私は、当市の将来を考慮したとき、救済が必要な企業へは継続支援で対応すべきと考えております。かつては炭鉱まちとして栄え、閉山後の企業誘致によって支えられてきたものづくりのまち赤平を今後どのようにして守り、維持、存続させていくかについて行政の考え方を伺いたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 救済が必要な企業への継続支援についてでございますが、北海道では長期にわたる新型コロナウイルス感染症対策として蔓延防止重

点措置や緊急事態宣言が繰り返されてまいりましたが、9月30日には緊急事態宣言が解除され、10月15日には飲食店への時短要請が全て終了し、現在では比較的感染者数も落ち着いている状況であります。また、変異株であるオミクロン株も、発見された南アフリカでは感染が急速に拡大いたしました。これまでと症状が異なり、呼吸困難などにはなっていない報道もされております。

当市の支援といたしましては、これまでも飲食店等への支援やナイト店舗リース機器等補助金を実施し、中小企業等事業継続支援金の第3弾につきましても、緊急事態宣言等の影響と思われませんが、当初より多くの相談があり、今回補正予算計上をしております。また、第4弾となりますが、大変な状況に置かれている企業へのさらなる支援といたしまして、事業収入が30%以上減少している企業へ最大20万円と50%以上減少している場合に1人5万円の雇用者加算を支給する中小企業等経営持続化支援金の補正予算を計上したところであります。

ワクチン接種や変異株の拡大など、感染状況とともに経済回復につきましてもいまだ見通しがつかない状況であります。北海道においても12月8日から新たなレベル分類を導入いたしました。原則は全道域でございますが、札幌市や近郊とその他の地域に分けた運用も想定し、ワクチン接種が進む中、医療逼迫が生じない水準に感染を抑え、日常生活や社会経済活動の回復を促進し、新規感染者数等を注視しつつ、医療の逼迫に重点を置き、感染状況の分析や評価を行った上で対策を講じるとしており、現在はレベル1となっております。

当市といたしましても、引き続き企業への聞き取りなど状況を把握するとともに、国や道の支援策について情報収集を行い、赤平の企業を守るという姿勢を持って、今後のコロナ禍の状況に応じた企業の事業継続と雇用の確保について必要に応じた支援策等の検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○1番（若山武信君） [登壇] 長期化するコロ

ナ禍において、ものづくりのまち赤平を今後どのようにして守り、維持、存続させていくのか、この私の質問に対しまして、企業の状況の把握、国や道の支援策についての情報収集を行い、赤平の企業を守るという姿勢を持って今後のコロナ禍の状況に応じた企業の事業継続と雇用の確保について必要に応じた支援策等の検討をしていきたいと考えている旨の答弁をいただきました。私は、本当に納得のできる内容かと思っております。

しかし、ちょっと続きがございます。炭鉱まちの赤平市にはもう一つの炭鉱遺産と言ってもよいくらいの数多くの誘致企業が根づいています。これらの誘致企業が今まで当市を支えてきたおかげで、他の産炭地より人口減少率や経済面でも比較的優位に推移してきたかと思われるところであります。しかし、この長期的コロナ禍の状況下にて、特定の製造業については経済的に追い詰められ、一律の支援ではなく現状に合わせた対応が必要な企業も出てくるわけでございます。今まで当市を支えてきた功績も大きく、また当市の将来のためにも私は企業実態に合ったもっと救済的な措置、これらについて支援策が必要だと、このように考えているところであります。

私は、赤平炭砦の閉山時に労働組合の役員をしております、ヤマの仲間が少しでも多く地元に残り、安心して暮らせるよう、また子供のときからなれ親しんできた当市の人口減少を少しでも防ぐために、会社と交渉し、閉山時の条件として数社の企業誘致に取り組んでまいりました。ですから、茂尻炭砦をはじめとする大手4山が閉山して以来、赤平は誘致企業によって守られ、今があると言っても過言ではないと思っております。

今後の赤平の企業を守るということについては、財源の裏づけが必要になってきます。今までのコロナ禍での長期戦には国や道からの支援があり、当市の独自財源もそれなりに計上してきたはずでございます。今後赤平の企業を守る姿勢を維持するには事業の継続と雇用の確保が必要で、できなければ人口流出に拍車がかかり、地域経済の崩壊が始まること

でしょう。総合的な判断が必要でございます。再度行政の考え方を伺いたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 新型コロナウイルスの感染者数につきましては、北海道でも1日当たりの人数が大幅に減少しておりますが、新たな変異株の出現など、予断を許さない状況にございまして、今後も引き続き感染拡大防止の徹底をお願いするところでございます。

当市の工業製品の出荷額につきましては、2020年の工業統計によりますと約223億と前年より約3億円多くなっており、空知管内でも上位の出荷額となっております。市内企業の中にはコロナ禍で大きな影響を受ける企業もある中、事業拡大等の設備投資を行う企業もございまして、また商店等におきましても店舗の改装や新築される事業者もおりまして、中小企業をはじめとする市内事業者の皆様をいろいろな形で支援してまいりたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症の状況により、これからどのような対策が必要となるか予測が難しいところではございますが、引き続き企業への聞き取りなど状況を把握するとともに、国や道の支援策について情報収集に努めてまいります。今後につきましても赤平の企業を守るという姿勢を堅持し、誘致企業を含めた市内事業者の皆様に対し、財政状況を踏まえた上でコロナ禍の動向を注視し、企業の実情に応じた事業継続と雇用の確保について検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○1番（若山武信君） [登壇] ただいまの市長の答弁で、企業の実情に応じたところ、このところは私がやっぱり一番気にしているところでございます。そういう意味では、ただいまの市長の答弁で私は理解するところでございます。

また、私は炭鉱の閉山を経験しておりますので、多くの会社が倒産し、それにより働く人たちが職を求めてこの赤平を去っていく姿を幾度となく見てま

いましたので、これ以上にこのまちを疲弊させたくない思いで議論させていただきました。限りある財源を最大限に活用して、企業やそこで働く人々を活性化に導き、当市の現状のこの人口をいつまでもできるだけ維持していただきたい、このようにお願いいたしまして、また願ひまして、この項におきましての私の質問を終わります。

項目2、共に支え合うまちづくりについて、これ以上コロナ禍が長引きますと、当市でも失業者が少しずつ増えてくるのが予測されます。他市では、仕事を失った人たちの救済に企業が畑仕事や草刈り、各種軽労働等の作業をあっせんするなど、コロナ禍の生活支援に役立たせている自治体もあるようでございます。加えて、当市には中小企業が多く、コロナ禍でも平常経営している会社もありますし、一歩進めて失業者を商工会議所や各種企業の協力を得ながら当市内にて緊急避難的に就職できる仕組みづくりを検討する必要があるのではと思っています。職を求める人と人が足りない企業とのマッチングを目指し、人口流出を少しでも食い止めるために、市の助成金活用も含め、共に支え合うまちづくり、これについて構想を検討してみる必要があるのではと思っています。コロナ禍でも平常経営をしている企業も数社はあるようですし、財政的支援も考慮に入れながら、企業同士の互助精神に訴えた働きかけも必要かと思っています。共に支え合うまちづくり、この構想について行政の考え方があれば伺いたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 共に支え合うまちづくりについてでございますが、国では雇用調整助成金の特例措置について令和3年12月31日までの延長を決め、令和4年1月以降は特に業況が厳しい企業等に配慮しつつ3月まで延長される見込みであり、業況特例、地域特例については日額上限、助成率は継続しつつ、その他については現行の助成率を継続しつつ、日額上限は段階的に見直されるようでございます。市内企業につきましても、新型コロナウイルス感染症の

影響により、生産調整を図りながら雇用調整助成金を活用し、雇用の維持を図られている企業があり、雇用環境の不安は続いております。

北海道経済産業局では、産業間のマッチングを進めており、在籍出向という形で送り出し企業の従業員の雇用維持と受入れ企業の繁忙期の人手不足解消、これの両立を目指し、支援しております。企業間で希望する条件から組合せを考え、マッチングを実施し、連絡を取り合い、雇用条件等の話し合いを行い、条件が整えば契約を締結し、雇用開始するというものでございます。

厚生労働省でも昨年からは産業雇用安定助成金を創設し、雇用シェアにより労働者の雇用を維持する場合には、出向先で働く際の賃金はもちろんのこと、出向に伴う就業規則や雇用契約書の整備に係る費用などの助成をしております。他市におきましても、航空関係やプライダル事業などから人手が不足する農業収穫期の派遣などマッチングした例もあり、当市といたしましても企業からの相談に応じて、新型コロナウイルスの影響で雇用調整をしている企業と人手不足に陥っている企業間をつなぐ調整を図っております。双方の企業のニーズとタイミングが一致できれば雇用契約が成立となりますが、人件費など経費負担の取決めや出向の対象となる人材の選定、自社の就業規則の見直しなど課題も多くございます。今年市内で廃業された企業の従業員の方々の離職後の相談につきましても、市内企業を通じた求人のご案内や情報提供をいただき、数名の方ではございますが、市内企業での就職につながっております。今後につきましても企業間のマッチングなど国や道の制度の周知を行い、市内企業の実情に合った適切な対応を検討してまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○1番（若山武信君）〔登壇〕 現在道の経済産業局では在籍出向という形で送り出した企業と受入れ企業の手不足解消を成立させる産業間のマッチングを支援していることのようにありますけれど

も、ただいまの答弁によりますと既に当市においても雇用調整している企業と人手不足になっている企業間をつなぐ調整が図られているとのことでありまして、双方の企業のニーズとタイミングが一致できれば雇用契約が成立する旨のお話がありました。最後に、人件費の経費負担の取決めや人材の選定や就業規則の見直しなどの課題が残るとのことです。

そこで、出向なども含めまして求職者へは就職支度金を、協力企業へは受入れ協力金として市が助成金の支給にて、そういうことで仲を取り持ちまして、コロナ禍における企業維持、存続への支援体制について制度化を図ることはいかがなものでしょうか。今ほどいろんな国の政策もございませうけれども、いろんな形での厳しい法的なしらみも出てまいりますので、このように独自で制度化を図るということはどうなのかなと思っております。人口や人材の流出、これも防ぐことになることでもあります。今話が出てきましたけれども、このように官民一体となって当市の制度化ということで、共に支え合うまちづくりについて行政の考え方を伺いたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 当市におきましても人手不足の企業からの相談に応じて雇用調整等で仕事の間を求める企業の情報をつなぎ、雇用支援に努めておりますが、働いている方と企業は労働契約に基づくものでございまして、働く時間や日数、働く内容などにより給料が変わってくるため、企業の就業規則の見直しが必要な場合もあり、マッチングに向けてそれぞれの企業の条件がクリアになるのはなかなか難しいことであると思っております。

在籍型出向の支援につきましても厚生労働省では産業雇用安定助成金が制度化されており、要件に当てはまれば出向元事業主が解雇を行わず雇用維持を行う場合に要する賃金等の約9割の経費が助成されます。また、就業規則や出向契約書の整備費用、出向に伴う教育、訓練、受入れのための機器や備品の整備など出向成立のために行った措置についても助成

しておりますので、こういった国や道の施策についての情報提供を積極的に行ってまいりたいと考えております。また、商工会議所や産業振興企業協議会等との連携を図り、企業の実情を把握した上で適切な産業マッチング情報が共有できる機会を提供するよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○1番（若山武信君） [登壇] ただいまの2回の答弁によりまして、本市には既に失業者が出始め、本市においても新型コロナウイルスの影響で雇用調整している企業と人手不足に陥っている企業間をつなぐ調整を図っていることが分かりました。人件費などの経費負担や人材の選定、就業規則等の見直しなどにも苦勞されておりまして、市内企業の実情に合った適切な対応を検討していくとのことでありました。また、商工会議所や産業振興企業協議会との連携を図り、企業の実情を把握した上で適切な産業マッチング情報が共有できる機会を提供するよう努めていくとのことですので、理解するところでございます。今後も職を失った人と人が足りない企業のマッチングを官と民が一つになって助け合い、共に支え合うまちづくりを目指していただきますことを要請し、この項の質問を終わります。

続きまして、件名2、空き家を無駄にしないまちづくりについて、項目1、行政、商工会議所、企業一体の移住、定住策の促進についてであります。11月の行政常任委員会で、現在市内に約390戸の空き家があり、その安全対策に追われている旨の報告がなされましたが、今後さらなる高齢化と自然減で空き家はますます増えることが想定されます。現在赤平市の企業で働く社員の約40%は市外からの通勤者であり、中には60から70%の企業もあるとのことでございます。

このことから、本市からの転出者の移転先や住宅の利活用、除却の有無等を行政が把握、民間企業との連携で良質な住宅を改修、そして補助金等の活用、これは新設しなければならないかと思いますが、こ

ういう補助金等の活用にて売却や貸与も格安とし、40%の市外通勤者のうち公住や貸家から通勤している人に各企業から働きかけてもらい、少しでも多くの転入者の獲得を目指すことが必要かと思っております。そのためには、行政だけでなく、商工会議所に属する各会社や企業連の協力が必要であり、それぞれの会社で働く社員への働きかけが必要であります。赤平市の各企業で働いている人には当市に税金を納めていただきたく、お買物も赤平でが理想であります。助成金の活用などは若干の出費となりますけれども、本市の将来にとって損して得取れということも必要ではないでしょうか。

現在市でも住みかエールなどの住宅政策を実施しており、貸家を探している人が多いとの情報を基に、移住、定住を応援しますとホームページにも掲載されておりますけれども、市内各地域では年ごとに空き家が増えつつあり、当該地域の住民は大きな不安を抱いております。移住、定住を応援しますではなく、行政として積極的に貸家をつくり出すような空き家対策として取り組む必要があるのではと思います。良質な空き家の活用による格安住宅や無償住宅の提供による市内外での住み替え及び道内外から当市への移住、定住をより促進することについて行政の考え方を伺いたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 行政、商工会議所、企業一体の移住、定住策の促進についてでございますが、議員おっしゃられるとおり、空き家対策は本市にとって重要な課題でございます。また、赤平市内の企業等の中には市外から通勤されている方も多く見受けられますことから、赤平市内に住んでいただく取組も非常に重要であると考えております。

空き家を活用した移住、定住促進のご提案でございますが、現在本市では空き家などを売主、貸主から物件情報を賜り、ホームページに掲載いたしました、その物件に興味を持った方とマッチングを行う住みかエールという事業がございます。この事業でございますが、特に予算は伴っておりませんけれど

も、売買実績など、移住、定住はもちろん、空き家の解消及び未然防止にもつながっているものと思っております。また、民間賃貸住宅家賃助成につきましても市外からの移住受入れにつながっており、空き家についても賃貸契約であれば助成を受けられるので、空き家対策の一助にもなっていると思います。

民間賃貸住宅の建設助成や家賃助成により、最近では民間賃貸住宅の建設も進み、移住者の受皿の整備も進んでおりますことから、空き家を市が借り上げ、改修して提供する事業については実施していませんけれども、市外から通勤されている方が赤平市内に住んでいただくことや空き家対策の取組は非常に重要であるという認識であり、行政や企業などとの連携も必要と考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○1番（若山武信君）〔登壇〕 現在本市では空き家などの物件情報を募り、ホームページに掲載、そしてその物件に興味を持った方とマッチングを行う住みかエールという事業についての説明がありましたけれども、私もこのことは理解しているつもりでございます。しかし、それを一歩進めて、興味を持った人だけではなく、関心ある人に興味を持たせる、興味をそそる、そのような手法やPRが必要ではないでしょうか。空知地方、特に中空知は地震や風水害等の自然災害が少なく、赤平というまちは本当に住みやすいところだと、長く住み続けている私はそう思っております。

今後高齢化がさらに進み、団塊の世代が終わる10年、20年先には町中の空き家比率がかなり高くなるのが懸念されます。今ある住みかエール事業を単に移住、定住だけの問題としてではなく、さらに前進させ、将来の空き家対策を先取りするような空き家が劣化する前の対策、ここからしっかりと取り組み、空き家を無駄にしないまちづくりに取り組んでいくべきと思っております。これらのことを踏まえ、移住、定住策の促進についてもう一度考え方を伺いたいと思っております。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 空き家が劣化する前の対策、空き家を無駄にしないまちづくりについて取り組み、それらを踏まえた移住、定住策の促進についてでございますが、まず初めに住みかエールのPRにつきましても、毎年固定資産税の納付書発送の際に住みかエールのご案内を同封することにより、問合せや登録をしていただくなど、空き家の利活用と移住、定住につながっているものと思っております。しかしながら、住みかエールにて空き物件の紹介をしていることを知らない方もいらっしゃると思います。議員ご指摘の赤平市内の企業に勤めながら市外からの通勤者が多い状況でありますので、各企業にもこの制度について周知させていただきたいと思えます。

次に、空き家が劣化する前の対策ということでございますが、空き家になるきっかけと申しますのは転居によるものが多いというふうに思いますが、そのほかにも亡くなられた場合や施設に入居した場合など様々な要因で空き家になるものだと思います。その場合、行政としても住宅の利活用や除却の有無等を把握し、住みかエール、あんしん住宅助成の案内をするなど、廃屋にしない予防対策が必要であると思えますので、その対策について検討してまいります。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○1番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの説明、理解するところでありますけれども、私はこのたびの議論を通じて感じることは、市外からの通勤者には商工会議所や企業連の協力により協力していただけていると思っております。そういう意味では、少しは当市に移住、定住促進の可能性を感じて、また年々増える空き家は貸家を多くつくることで少しは解消できるのではないかなど、このように思っております。住みかエール事業では担当課もいろいろ工夫され、苦勞されておりますけれども、議論の中から少しは私の考えにも理解をいただいていたのでないのかなど、そんなふうには思っております。ただ、私は地

域の空き家対策、このことがまだまだ気になりますので、将来に向け、住みかエール事業をもっと前進、促進させて事業枠を拡大するべきであると、私はこのように思っておりますので、住みかエール事業の事業枠拡大について検討することを要請しておきたいと思っております。

また、昨日12月15日の新聞に、移住定住サポートセンターを平成16年に設置し、これまでに移住、定住者を500人確保した自治体のことが報道されておりました。これだけのことを成し遂げるには長い年月という時間もかかりますし、大変な熱意と根気が必要であります。恐らく市議会でも熱心な政策論議があったであろうと思っております。サポートセンターの皆さんには、他市のことではありますけれども、この議場からも敬意を表しておきたいと思っております。

今後も行政、商工会議所、企業一体となつての移住、定住策のさらなる促進に努めていただくことを要請いたしまして、この件について終わります。

次、件名3、子育て支援について、項目1、子育て支援センターの在り方について。現在の子育て支援センターは、4年前に保育所の収容能力が限界として、市コミセン別館の2階に設置されました。当時議会でも、傾斜の強い特殊なつくりの階段がある2階に乳児を含む3歳までの幼児を扱う部屋の設置には疑問があったわけでありまして、適切な設置場所がなく、やむなくといったようなことで決まりました。認めざるを得ないという形になったわけですが、そんな経緯があるわけでありまして、このたび私も子育て支援センターに行って状況を把握してまいりましたけれども、現在も複数の幼児を連れての母親には上り下りは危険な階段であり、日常的に子供を預かる施設担当者は緊張の毎日ということのようであります。また、トイレが2階にないため、子供のトイレのしつけもままならない状況にあり、夕方開催の隣接する音楽室の音も環境上幼児にはよくないのではないかと私も思っていました。

最近少子化により一部児童館の廃止が決定いたしました。総合体育館内の児童館も該当しており、旧児童館は使用が可能なので、利活用として子育て支援センターの移転を急ぐべきと、このように思っております。行政の考え方を伺いたいと思っております。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 子育て支援センターを児童館の廃止後に利活用として移転を急ぐべきと思うが、行政の考え方についてということでございますけれども、子育て支援センターにつきましては担当課からも移転についての相談は受けております。児童館廃止後の利用につきましては、他事業等の運営や子育て支援センターも含め現在検討中でございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○1番（若山武信君） [登壇] ただいまの答弁でございますけれども、児童館廃止後の利用については他事業等の運営や子育て支援センターも含め現在検討中のことであるということですが、現在の子育て支援センターについては、再度申し上げますけれども、当時保育所の収容人数が多過ぎたため、増設が必要なのに、私たち市議会でも階段の在り方に疑問を持ちながらも、適当な移設先が見つからず、やむなく現在の場所に設置を認めてきたという経緯がありまして、安全上の議論を最優先させるときにはこの児童館跡の利活用には必ずや移設させなければならない検討事項であると思っております。

私も正直言ひまして、この児童館が廃館というときには幾つかの児童館が廃館になったものですから、このことに正直言って気づかなかった部分もございまして。しかし、そういう意味では、ある市民から言われて状況を見に行つたときに、これは空いているところがあるなど、こんなふうには思つたわけでもございまして、実際に状況を見に行つたとき、2人の幼子を両手で手をつないだり、1人を抱きかかえ、もう一方の手で手をつないだりすると階段の手すりが使えなく、危険この上ない状態になると、こんなような状況を見てまいりました。また、階段

の形状が通常と違い、3歳までの幼児には手すりの位置も含め危険な状況にあるのではないのでしょうか。改修時に見たときと実際に幼児の手を引くお母さん方の姿を目の当たりに見るときとは大きなギャップがあります。もっと前向きな答弁がいただければと思っておりますが、再度伺いたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 子育て支援センターにつきましては、文京保育所が入所数の増に伴い手狭となり、移転をいたしましたので、保育所の入所数に伴い、戻れるかの判断を行っております。現在のコミュニティセンター別館の利用については、階段等の改修も行いまして、さらに上り下りの際には職員も付き添うなどの支援をしながら運営をしております。児童館廃止後の施設の利用につきましては、子育て支援センターを最優先とはなりません、他事業も含めて検討しておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○1番（若山武信君） [登壇] ただいま市長の答弁で階段等の改修も行ったということではございますけれども、私の見てきた限りでは、手すり下と元の階段との隙間の埋め方にもう少し工夫があれば、弓なりになってずっとありますので、これに足を挟めるという、子供の足小さいですから、そういうことが考えられまして、もう一工夫あってもいいのではないかというふうに、幼児の利用には私は不向きな感じがいたしました。

上り下りには職員も付き添うと、支援をしながらという今のお話でございますけれども、私も実際に見ていたので、理解しております。後ろから、下りかかったときに補助の方がちょっと待ってください、今行きますと言って泡食って走ってきて、子供を1人預かると、こういうのは見てきました。ですから、そういう意味での訓練もされているかとは思いますが、しかしそういう意味では私も実際に見ていたということでは理解はしながらも、ミスや事故というのは一瞬の出来事でありまして、その

ときに取り返しがつかない、このようなことも心配されるわけでございます。

そして、トイレが2階にないことは、幼児のトイレ教育ということについてもやっぱり不便だと、これは命に関わる部分ではないですけれども、不便だというふうにも考えておりますので、言われるように児童館廃止後の施設利用の検討においては慎重なる判断となることを要請いたしまして、この件についての質問を終わります。

次に、件名4、障がい者雇用対策について、項目1、当市の障がい者雇用率について。令和3年3月1日より、障害者雇用促進法の法定雇用率が0.1%引き上がりました。民間企業では2.2%から2.3%へ、国及び地方公共団体は2.5%が2.6%へ、ここ数年間の当市並びに当市の民間企業の雇用率及び雇用状態、これについてどうなっているか伺いたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 当市の障がい者雇用率と雇用状況についてでございますが、障害者の雇用の促進等に関する法律、いわゆる障害者雇用促進法におきましては、それぞれの希望や能力に応じて職業人として自立できるよう、全ての事業主に対して障がい者雇用の義務や差別の禁止、合理的配慮などについて定められており、障がい者雇用の安定に努めることとされております。平成30年に法定障がい者雇用率の改正が行われ、民間企業で2.2%、国及び地方公共団体で2.5%となり、さらに3年間の経過措置が終了した令和3年3月には民間で2.3%、国及び地方公共団体で2.6%に引き上げられております。

当市の民間企業の状況でございますが、令和2年度に実施いたしました労働基本調査では市内の企業で働いている方1,976名中、障がいのある方は62名となっており、全体の集計結果から見ますと3.14%でありました。その前の平成30年度調査では1,950名中58名、2.97%でありましたので、若干率は増えております。また、あかびら市立病院を含む赤平市役所の状況につきましては、障がい者雇用率は平成30年

に1.78%、令和元年に1.70%でしたが、令和2年には2.72%で法定雇用率を達成し、令和3年は2.56%であります。現在法定雇用率は0.04ポイント足りませんが、端数計算の関係で法に定められた雇用人数は満たしている状況であります。現在5名の方を雇用しており、そのうち会計年度任用職員は3名ありますが、決められた計算式により国などへの報告は8名となっております。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○1番（若山武信君）〔登壇〕 ただいま細かく率について説明いただきました。ただいまの説明で理解するところでございます。赤平市役所、あかびら市立病院における雇用率はほぼ達成しており、特に市内企業の雇用率が高いことに私は安心するとともに、継続しての雇用率確保をお願いするところでございます。また、現在令和4年度の職員登用について公募しておりますけれども、ここ数年間、聞くところによりますと応募者がいないということ聞いておりますので、このたびの公募で障がいを持っている人の応募がありましたら、対応のほどよろしく願いいたしまして、この項の質問を終わります。

項目2、障がい者の人材育成と今後の対応について。私は、赤平市身体障害者福祉協会に籍を置いていますけれども、当身障協会といたしまして、障がい者等が希望や能力、適性を十分に生かし、障がいの特性に応じて活躍することが普通の社会として、また障がい者と共に働くことが当たり前の社会ということであることを目指し、障がい者の雇用対策を進めています。現在当市での障がい者雇用率は2.56%で、基準に対してもう一歩であり、民間における障がい者雇用率は3.14%と基準を超えておりますので、それぞれの企業における障がい者への理解度に感謝するところでございます。

障がい者には生まれつきの障がいを持っている人や途中から病気やけがにより障がい者になる人もおりますけれども、それぞれが生きる権利の下、社会の一員として普通に生活しているわけでございます。障がい者の職業訓練施設や研修施設では、障が

い者が一般社会に早く溶け込み、普通の社会人として認められるように、また生活面でも自活できるように、障がいの程度により多様な指導がなされ、社会に送り出しています。そのような人たちを財政的に、また生活面で自活できるよう行政として今後どのように支え、指導していけるのか。また、現在障がい者の人材育成を必要としておりますけれども、当市での今後の対応について考え方を伺いたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 障がい者に対する今後の対応についてでございますが、卒業後の障がい者の生活面や財政的に自活できるよう行政として支える手だてとしては、既に行っている支援として卒業前に計画相談支援事業所を交えて個々の能力に応じて就労継続支援を活用するなどの支援計画を立て、障がい者支援施設に通所することになります。その後、一般の事業所で就労できると見込める方は就労移行支援を活用するなどして、一般就労することで財政的に自活できるように支援を行っております。今後におきましても、個々の能力に合ったサービスを提供し、またハローワークや障がい者就業・生活支援センター等と連携して障がい者の生活を支援していきたいと考えております。

また、障がい者の人材育成等につきましては、各企業において会社の方針等により取り組んでおり、行政から指導等はできかねますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○1番（若山武信君）〔登壇〕 障がい者福祉施策における就労支援、これは就労移行支援と就労継続支援と2つあるわけでありましてけれども、この支援のため、全国に各種支援施設、事業所がございます。当市には道内でも最大クラスの障がい者の就労継続支援事業所があり、多くの障がい者を雇用しておりますけれども、この事業所では障がい者の能力に合わせた適材適所への配慮に日夜努めており、日常生活においては障がいのある人もない人も共に働

く社会、この下、近隣住民と自然に接しながら普通の生活として町なかの生活を楽しんでおります。住居も、障がい程度により寮とグループホームに、また一般住宅に住んでいる人もおりまして、障がい者雇用、福祉施策の連携そのものかと思われま

す。ただいま国の雇用と福祉施策の連携強化策が検討されており、実現されますとさらに福祉の充実が見込まれるわけでございますけれども、本市には小規模な就労支援事業所もあります。国の政策が事業所の規模の大小にかかわらず公平に支援の恩恵が行き届くよう、行政の確認や指導も必要かと思

います。そのためにも、小規模事業所などとの連携は特に必要かと思われま

す。また、個々の能力を高めるための人材育成が必要なわけでありまして、希望する企業と連携を取り、障がいのある社員にて派遣事業を行っている事業所もございますが、これも障がい者の能力に合わせた一般就労を目指しての人材育成の一つかと思われま

す。個々の企業においても社内的に人材の育成をされているところもあるかと思

います。行政が指導や交流等を含め企業に関わりを持ち、共に人材育成に努めることが必要かと思

います。いかがでしょうか。改めて行政と企業における雇用と福祉の連携等について考え方を伺いたいと思

います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 福祉と雇用の連携についてでございますが、現在国において障がい者雇用、福祉施策の連携強化に関する検討会が開かれております。障がいのある人もない人も共に働く社会を目指し、多様な働き方が広がる中、障がい者本人のニーズを踏まえた上で、一般就労の実現とその質の向上に向けて障がい者本人や企業と地域の就労支援機関を含む全ての関係者が最大限努力することを基本的な考え方としております。雇用施策と福祉施策の連携強化に関しましての具体的な取組や障がい者就労を支える人材が質、量ともに不足している中、本市として何ができるのかについては今後検討していかなければなりません。

また、行政からの指導等はできかねますが、企業等への支援ニーズにも対応するため、障がい者の就労支援体系の在り方についても研究してまいりたいと考えますので、ご理解いただければと思

います。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○1番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの質問で私の考え方に理解をいただき、検討課題を的確に把握し、今後も前向きに取り組んでいただ

けられるということでございますので、理解するところでござ

います。障がい者雇用、福祉施策の連携強化についてさらに学習をしていただくことを期待いたしまして、この項の質問を終わります。

件名5、除雪問題について、項目1、シルバーハウジング除雪への対応についてであります。現在シルバーハウジングは、市内に若木町、幸町、日の出町、平岸新光町の4か所にあります。かつては管理人がシルバーハウジングに住み込みにて勤務いたしまして、除雪作業は管理人とシルバーハウジングの元気な人が加わりまして、問題がなかったかに思

います。現在は管理人の勤務時間が日中の8時から17時までであり、土日祭日は休みで、その間は除雪する人は

いなく、比較的体力がある少数の人に除雪が委ねられているかと思

います。

そういう中で、除雪ができなくなってシルバーに引越してきたのに、できないことをここでさせられているという、このような声も聞こえてきますし、また雪はねできない人からは精神的な苦痛も耳にいた

します。4階建ての新しい団地が2か所、2階建ての古い団地が2か所あり、住んでいる人の戸数や人数、駐車場の広さもそれぞれ違うわけ

でございます。入居者のさらなる高齢化が進み、管理人がいない時間帯のときなどの除雪に苦慮しているよう

でございます。

現在それぞれの高齢者住宅でどのような仕組みや方法で除雪作業が行われているか、また今後の除雪対応について考え方を伺

います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） シルバーハウジング除雪への

対応についてでございますが、シルバーハウジングは市内において日の出団地33戸、青葉団地31戸、幸団地36戸、新光団地34戸の合計134戸を管理しております。シルバーハウジングは、高齢者等世帯向け特定目的住宅でありますことから生活援助員を配置しておりますが、共同住宅でもありますことから、入居者による自治会組織において団地運営をしていただいております。生活援助員の業務内容といたしまして、当初は安否確認、生活相談、緊急時対応を行ってまいりました。平成23年度から住宅管理人を兼務することも加わり、団地共用部分の管理として草刈りや除雪を勤務時間内において対応しているところでもあります。

除雪ができなくなってシルバーに引っ越してきたのに、できないことをここでさせられているとのございますけれども、生活援助員の勤務時間外においては入居者同士協力して除雪を行ってくださいますようお願いや生活援助員の業務内容を平成30年度に改めて文書を配付し、入居者や自治会にも理解をいただいているところであります。また、新規入居者へも説明し、理解いただき、入居されているところであります。現在生活援助員の勤務時間外につきましては、自治会において業者委託するなど行っているところであります。今後の除雪対応につきましては、特定目的住宅でありながらも、ほかの団地と同様に共同住宅でありますことから、自治会組織の中で引き続き対応していただきたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○1番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの説明で、高齢者住宅としての除雪の仕組みや方法について一定程度の理解はいたしました。しかし、今後も団地ごとの自治会において引き続きの対応でいきたいとございますけれども、かなり厳しいかなと、こんなふうにあります。何かあれば担当課も相談に乗ってやっていただきたいと思います、このように思っております。

シルバーハウジングが現在のように委託になった

のは平成23年からとのことございますけれども、最初から住んでいる人については20年を超えている、このような人たちもいますので、さらなる高齢化に進んでいくのではないかなと。こんなことから、少し改善していただければと思いますけれども、ほかとの比較もありますので、やむを得ないのかなと。そういう意味で、高齢者等の世帯向け特定目的住宅ということでもあります、この住宅、全市から集まってくる高齢者の集合住宅ですから、皆さんいろいろな悩みや問題を抱えながら日常を送っていると、このように思いますけれども、生活相談にも対応してくれますし、幸いにて自治会組織がありますので、除雪問題も行政との話し合いで前向きに解決されていくのかなと、こんなふうにも思っております。

ちなみに、シルバーハウジングに住む除雪費助成の該当者、該当者といえますと75歳以上の高齢者、また障がい者です。これらの方について、また特に昨年度から生活保護世帯も除雪費助成の受給権利が発生しておりますので、申請へのご指導をいただくよう、この辺はちょっと担当が違いますけれども、それぞれ話し合って、援助員のほうからでもいいし、福祉のほうからでもいいですけれども、この辺についてはご指導いただくことをお願いいたしまして、また大雪の際には市の除雪車にて適度に応援していただけるということも要請し、この件についての質問を終わります。

これもちまして私の一般質問全てを終わります。ご答弁どうもありがとうございました。

○議長（竹村恵一君） 暫時休憩といたします。

（午後 2時01分 休憩）

（午後 2時10分 再開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序5、1、災害対策について、2、環境問題について、3、児童福祉について、4、石油製品等の高騰について、議席番号4番、安藤議員。

○4番（安藤繁君）〔登壇〕 議席番号4番、安

藤繁です。通告に従いまして質問いたします。ご答弁のほどよろしく願いいたします。

件名1、災害対策について、項目1、防災行政無線について、要旨1、防災行政無線の試験放送の実施状況と結果についてであります。赤平市地域防災計画及び赤平市国民保護計画に基づく災害対策に係る業務及び行政事務に関し、円滑な通信確保を図り、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、防災行政無線が市役所に送信局として親局、さらに市内8か所に子局のスピーカーを整備し、スピーカーの音声の届きにくい地域や聴覚の不自由な方、公共施設、福祉施設に戸別受信機を配付して、今年4月1日から本格的に運用がされております。

全国瞬時警報システム、Jアラートによる国からの試験放送が5月19日と10月の6日に実施されました。放送内容は、まずチャイムが鳴り、その後これはアラートのテストですを3回繰り返す内容です。はっきり聞こえたとの人もいましたが、地域の多くの住民からは、全く聞こえなかった、聞こえたが、何を話しているのか分からなかったとの声が聞かれます。私も当日2階に、静かなところにおりましたけれども、何か話しているということは聞こえましたが、話している内容ははっきり聞き取れませんでした。試験放送なので、音量を絞ったのでしょうか。いずれにしても、放送内容が分からなければ意味がありませんし、本当に災害が起きたときも対応のしようもありません。

防災行政無線の試験放送の実施状況と結果をどのように把握し、効果についてどのように分析しているのかを伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 防災行政無線の試験放送の実施状況と結果についてでございますが、令和2年度に災害発生時の新たな情報伝達手段として市内各地域に防災行政無線を整備し、令和3年4月より運用を開始したところであります。

国によるJアラート試験放送が本年5月と10月に行われたことを受け、当市の防災行政無線の動作確

認と試験放送を実施いたしました。試験放送については、Jアラートの連動による自動起動放送となっており、音量については国の設定で最大音量にて放送されたところであります。今回の試験放送では、各地域の屋外子局への電波の伝達や戸別受信機の受信動作を確認したところ、特に支障はなかったと聞いております。しかし、住民懇談会において、放送が聞こえづらかったなどの声をいただいております。各地域での聞こえ方には放送時の季節条件など様々な要因が考えられることから、災害時は既存の情報伝達方法と併せて取り組んでまいりたいと思います。

国は、災害時に複数の伝達手段を整備することについて地方公共団体等に指導しており、防災行政無線は市民への情報伝達手段の一つとして整備したところであり、当市の災害時の情報伝達において一定の効果があると考えております。その他の情報伝達手段であります広報車や町内会長等への電話連絡、赤平市ホームページ、SNS、北海道防災情報システムを活用したテレビでの受信などと併せて災害時の情報伝達に努めてまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○4番（安藤繁君） [登壇] ただいまの市長答弁では、試験放送では電波の伝達や戸別受信機には問題がなかったとのこととあります。また、国の設定で小さく音量を下げたのではなく、最大の音量で放送されたということですが、季節条件などで聞こえづらかったとの声が住民懇談会においてもあったとのことですが、夏であれば窓を開けて、冬は外に出て確認できるように、連呼などすれば確認できると思いますが、どうでしょうか、伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 放送内容の確認ができるような対応ということでございますが、これまでの2回のJアラート試験放送は国による放送であり、放送内容、回数等は定められた方法で行われ、伝達状況の確認であり、今後も同様な形で行われていくこととなります。実際に災害の発生時においては状況に

応じて繰り返しの放送を行うこと、また間隔を空けて複数回の放送を行いながら情報を伝達することを想定しております。また、繰り返しにはなりますが、災害発生時には複数の伝達手段を活用し、地域住民へ適切な情報が伝達されるよう努めてまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○4番（安藤繁君）〔登壇〕 実際の災害発生時には繰り返し放送を行うことや間隔を空けて複数回の放送を行い、情報伝達することを想定しているとのことであり、これでありますと多くの人が内容を確認し、対応できると思います。さらに、市としては広報車での周知や町内会長などへの連絡等、複数の伝達手段を活用し、住民への適切な情報伝達ができるよう対応するということであり、理解しました。いずれにしましても、災害などの緊急時に市民に避難遅滞が起き、災害に巻き込まれることのないよう、万全の体制を確保していただきたいというふうに思います。

続きまして、防災行政無線の有効活用についてですが、防災行政無線は赤平市防災行政無線条例の第4条により、通信の範囲は公共の利益に関する事項とするとされており、ちなみに広報あかびら10月号によりますと、1つ目は自然災害による避難情報、すなわち避難準備、高齢者などの避難開始、避難勧告などの発令や解除の情報とされており、2つ目は災害発生箇所の情報であります。3つ目は、震度4以上が想定される地震の情報、緊急地震速報であり、4つ目は国民保護情報、これは弾道ミサイル発射などの情報を知らせると記載されておりましたが、市民から災害などの緊急時だけに特化して使うのは非常にもったいないのではないかと、コロナに関する情報や熱中症関連情報、熊の出没情報などに有効活用すべきでないかという意見が聞かれます。

総務省でも、防災行政無線は県及び市町村が地域防災計画に基づき、それぞれの地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用することを主な目的とし、併せて平常時には一般行政事務に使

用できる無線局であるということになっております。

ほかの自治体の防災行政無線の活用状況でありませんが、新型コロナウイルス関連情報、小中学生に対する帰宅促進定時放送、振り込め詐欺の注意喚起、迷子、行方不明者の情報、熱中症予防情報、食中毒警報、熊の目撃情報、選挙公報、ガス事故の発生情報などなど、様々に活用されている現状であります。当市では、防災行政無線の有効活用について災害に関する警戒情報や避難情報、国民保護情報のほかにどのような活用方法を考えておられるのかを伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 防災行政無線の有効活用についてどのような活用方法を考えているのかということですが、防災行政無線を活用し、定時放送などの一般行政放送を行っている市町村もあり、身近な生活情報を流していることは承知しております。赤平市においては、防災行政無線の放送は本来の目的である自然災害及び国民保護に係る情報伝達を行うことが条例で定められております。通信の範囲として、赤平市防災行政無線条例第4条各号により示されているところであり、定時放送などを行う場合は放送内容を整理する必要があると考えております。

本年度、市民アンケートにて防災についての調査を行いました。アンケートでの防災行政無線の認知度については、知っていると回答された方は34.5%で、知らないと回答された方は57.4%、無回答が8.1%であるという結果が得られたところであります。この結果を受け、防災行政無線の認知度を上げるための方法については今後の課題として捉えております。また、体制の整備につきましても、管理、運用に免許が必要でありますし、無線の操作に精通した職員の育成も重要であると考えております。今後市民への情報の提供につきましても、さきにお話しいたしました放送内容についての整理なども含め慎重に検討しなければならないと考えております。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○4番（安藤繁君）〔登壇〕 市民アンケート調査の結果では57.4%、かなり多い。半分以上、60%に近い方が防災行政無線について知らないということで、知らない人が多過ぎるのではないかと感じます。今後広報やチラシ、ホームページについても、カラーを使う、カラフルにするとか、そういう目につきやすくして分かりやすいものにする工夫が必要だと思います。防災行政無線は、災害等にのみ使用するのとはもったいない情報発信装置であり、これは市民から私のほうにも有効活用すべきであるという意見をいただいております。実施については管理体制の整備や放送内容を整理する必要があるということですが、早期に検討に着手していただき、市民の日常生活に役立つ情報の発信源として活用されることを期待しております。

以上でこの件についての質問は終了いたします。

続きまして、件名2、環境問題について、項目1、ごみの不法投棄について、要旨1、桜木町と住吉墓地の区間の道路のごみの不法投棄についてでございますが、市内の平岸の平班橋、それから住友平和台、幌岡、共和地区の右岸線、桜木町から住吉町に至る道路脇に不法投棄禁止の看板が立っておりますが、不法投棄物が見受けられます。平岸や平和台、幌岡、共和地区の右岸線については投棄物がほとんどなく、あまり目立たないのですけれども、道道赤平滝川線の桜木町と住吉墓地の区間におけるごみの不法投棄でございますが、同僚議員からも質問ありましたけれども、本当に際立って多く、通行者に不快感を与える現状にあると推察するところであります。廃棄物の不法投棄は文字どおり犯罪でございます。5年以下の懲役、または1,000万円以下の罰金が科せられる重い罪であります。

道道赤平滝川線の桜木町と住吉墓地の区間には北海道や赤平市と赤平市連合町内会の看板、赤平アイラブリーバー、ロード推進協会のポイ捨てはやめましょうと書かれた看板が多くありますけれども、これに反発するように、または無視するかのよう、特

に赤歌警察署と赤平市の作成しました不法投棄禁止、パトロール強化中と書かれた縦長の2枚の大きな看板の付近に特に多くのごみが投棄されている状況を見受けます。

この道道の区間ですけれども、15年ほど前でございますが、住吉町の町内会、昭和町の町内会、幸町町内会、そして私の住んでおります豊栄町町内会で協議の上、春先に3年間ほど合同でごみ拾いを実施したことがあります。その後ほかの町内会はいろいろ都合があつてやめられたのですが、豊栄町町内会単独で町内会役員が7年ほどにわたり現地のごみ拾いを実施したと記憶しております。当時は本当に膨大なごみの量であり、明らかに同じ人が投げていると思われる同じ種類の弁当ですとか、たばこケース、そういったものが多く見受けられましたけれども、ペットボトルもです。道路の縁の見えるところだけでなく、あそこはフキや何かがいろいろあれているのですけれども、フキや何かの中にも非常に多くのごみが投げられておりました。近年は、ごみゼロの日にクリーンアップあかびらのボランティアの方々が、また私もあそこをよく通りますけれども、車で通ると時折見受けるのですが、市民のボランティアの方がごみの撤収作業をされており、以前から比べるとごみの散乱量はかなり改善しております。しかし、まだ多くの不法投棄が目立つ状況であります。

今年6月の第2回定例会で同僚議員から、ごみの不法投棄について、毎年不法投棄者とボランティアの皆さんのいたちごっこが続いており、特にこの区間は地方紙にごみ道路とやゆされている。ここは道道なので、道路管理者との補助金なども踏まえた協議も必要でないかと思う。特定地域に監視カメラを設置し、効率よく解決すべきと考えるが、行政の考えを伺うとの質問がありました。これに市長は、カメラの設置に180万円がかかり、維持管理費やデータの管理を含めた対応が伴い、現段階での設置は難しい。桜木町と住吉墓地の区間は、道路管理者の北海道と対策について協議していくと答弁してござ

す。この答弁を聞いて、私は非常に愕然としまして、何とかならないものかと思ひ、本当に残念な思いを強く感じたところであります。桜木町と住吉墓地の区間について道路管理者の北海道とごみの不法投棄対策について6月の議会以降どのような協議をしてこられたのか伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） ごみの不法投棄対策に関して道路管理者との協議、取組についてでございますが、第2回定例会後、道道赤平滝川線、桜木町と住吉墓地区間の不法投棄防止対策について、道路管理者である北海道と協議をさせていただきました。監視用カメラの設置につきましても要望させていただきましたが、設置目的や道路管理における必要性から判断すると設置することは困難であるとの回答であります。しかしながら、ごみの不法投棄が多い草が生い茂る道路路肩部分に防草シートを設置するなど、景観的な観点から抑止効果を図ることを目的とした対策について検討していただいております。また、北海道にて定期的実施しております道路パトロールにおいて引き続き注視して状況を確認し、通行を阻害するような状況があれば、ごみを回収するなどの維持管理をしていただけると伺っております。

今後も道路管理者である北海道や警察と連携を図りながら対応してまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○4番（安藤繁君）〔登壇〕 第2回定例会後、道路管理者である北海道との協議の結果、設置目的や道路管理における必要性から判断すると設置することは困難であるとの回答があったとのことであり、車両の通行の安全確保は重要な目的でありますけれども、環境衛生、そういった面からの確保も市民にとっては大変大事な目的であります。回答の理由に腑に落ちない点もあり、設置が困難であるとの回答は誠に残念な思いであります。一方、景観的な観点から、不法投棄が多い道路路肩部分に防草シートを設置するなど抑止対策を検討していることやパ

トロール中にごみの回収をするなどの維持管理をするという回答をいただいたことは、一歩前進しつつあると評価したいと思います。

ごみの回収につきましては、さらに一歩進めて、赤平市の関連部局と道の関連部局が協議の上、車の通行を阻害する部分だけの回収ということではなく、草むらの中までは、私たちもしたのですけれども、大変です、正直言って。草むらの中までは無理としましても、路肩の目につくごみの撤収についても配慮していただければと思います。また、回収業者に業務を委託する方法なども考えられるのではないかとこのように思います。私も6月の定例会、同僚の質問後にこの区間のごみを実際に回収してみました。一人でも2時間ほどで、草むらの中はあれですけれども、目につくところのごみ3袋ほど回収できました。何人かで実施すればさほど時間がかからないと思いますし、委託してもそんなに時間かからないので、お金はあまりかからないのではないかとこのように思います。

事の始まり、根幹である犯罪の防止という観点を抜きにして、費用の面からのみ考えると一月に一、二回程度のごみの回収を行うことは、先ほど申しましたが、最も経費がかからないとは言えるかもしれません。しかし、犯罪者のやりたい放題、果たしてそれでよいのかなというふうな思いも私は残ります。今後もこの件に関わる市民、赤平市、北海道や関係機関にとってどう対処することが最善なのか、引き続き粘り強く協議、検討していただきたいと思います。

続きまして、要旨2でありますけれども、ごみが散乱しているまちは、社会通念上やはり不衛生で生活のレベルが低いとみなされ、市のイメージダウンにつながるのではないかとこのように思います。幾ら快適な環境をうたい文句に移住、定住の旗を振っても、ごみの散乱状況を見て、移住希望者がこのまちに来たいと思うでしょうか。

過日新聞で報道されておりましたが、芦別警察署の駐在所が廃止された新城町に、住民の不安

を和らげ、事件や事故の抑止を目指して市内で16台目の防犯カメラを道道と市道の交差点付近にあるサイレン塔に設置したとの掲載がありました。4週間ほどの映像を上書きして記録ができ、市では指針を定めて画像の適切な運用と管理をしているとのこと。設置費用は62万と記載されておりました。付近に防犯カメラ作動中のステッカーを貼り、抑止効果が上がっているとのこと。当市の防犯カメラ設置費は、どこにどのように設置することを考えた金額なのでしょう。また、設置には芦別市の3倍の180万円がかかるということは、芦別市と同じ程度の金額で設置はできないものなのでしょうか、伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 防犯カメラの設置費及び設置方法についてでございますが、設置場所は死角が少なく、ある程度見通しがよい場所でなければならないということから、カメラを新たにに取り付ける柱を立てることと、それに伴い電源を確保する必要があります。ご質問にありました芦別市の例ですと、カメラを道道と市道との交差点付近に設置したとのことですが、当市のポイ捨てが起きている先ほどの区間ではそのような箇所が見当たりませんでした。また、夜間の暗闇の中でも走行する車からのポイ捨てを撮影するためには、ある程度カメラの性能が高いものでなければならないと思います。このようなことから、設置場所の周辺状況の違いなど、これらもあることから、一概に比較することは難しいと思われ、市独自で試算した金額であることをご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○4番（安藤繁君）〔登壇〕 防犯カメラにつきましては、夜間でも撮影できる高性能のもので、設置場所は死角が少なく、ある程度見通しがよい場所で行かなければならないので、カメラを取り付ける柱を立てて、電源を確保する必要があるとのことですが、新たに柱を立て、配線してカメラを設置するとなるとやはり高額な費用になると思います。市独自で試算したとのことですが、カメラの価格と柱

の建設や電気配線にそれぞれどのくらいの費用がかかるのでしょうか、伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） カメラの価格や柱の建設などの費用についてでございますが、カメラ本体やそれに附属するレコーダー用カードに約55万円、カメラを設置するための電柱とそれを支えるコンクリート基礎に約9万円など、資材費として合わせて約67万円が必要となります。これらのほかに、カメラ取付け工事や電柱を立てるための基礎設置工事の費用、掘削や高所作業用の特殊車両の費用、それらを扱う作業員の人件費、その他管理費や消費税が必要となることから、合計で約180万円と試算いたしました。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○4番（安藤繁君）〔登壇〕 詳細に説明いただきましたので、費用の内訳分かりました。

カメラを取り付ける電柱でありますけれども、道道には既設の街灯や道路標識が立っております。これらの支柱を道とお話をして利用させていただければ、新たな電柱を立てる必要がなくなり、かなり安い値段で設置が可能になるのではないのでしょうか。北海道とこの件につきまして、今標識なんかも設置させてもらっていますけれども、この件について今後協議を進めていってほしいと思います。

次の質問であります。桜木町と住吉墓地の区間の道道の防犯カメラの設置は、ごみの不法投棄防止による衛生的な環境確保により、市のイメージアップなど費用対効果は十分見込まれると思います。ぜひ設置すべきと思いますが、いかがですか。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員、今のは次の質問ではなくて、関連する再々質問ですね、次ではないですね。

○4番（安藤繁君）〔登壇〕 はい。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 桜木町と住吉墓地間の道道の防犯カメラについてでございますが、赤平市が管理する道路や建物などについては市の責任において維持管理すべきものと考えますが、当該道路について

は北海道が管理者であります。しかし、不法投棄は決して許されることではなく、ポイ捨てをする人に訴えていくことは大変重要なことと考えておりますことから、今後もカメラの設置に限らず、啓発方法や景観的な抑止効果など、地元自治体として道路管理者である北海道とも協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○4番（安藤繁君）〔登壇〕市長の答弁のとおりで、この道路は北海道の管理下にあります。しかしながら、赤平市内を通過する道路でもあります。全てが道の責任においてということにはならないのではないかというふうに思います。そのような思いもありまして、近隣の町内会やボランティアの方々も赤平市の市民としてこういう状態を何とかしようということで、微力ながらも回収作業を行ってきているものと推察するところであります。ごみの不法投棄は、先ほども申しましたけれども、犯罪であります。私は、市長のいつも言っている理念の中には、正義を重んじるですとか、倫理に基づき物事を判断するという観念も含まれているものと拝察するところであります。

芦別市の市民課は、防犯カメラの設置は交通事故の抑止だけではなく、行方不明者の捜索などにも効果があるとのことでありまして、当市においても不法投棄の抑制効果に付随して、認知症の方や知的障がい者の保護についても大いに役立つのではないかと思います。試算によりまして高額な設置費や維持管理費がかかるということも理解できますが、今後道路管理者の北海道と再協議を含め、安価な設置はないものかを研究していただきたいと再度お願いいたします。

防犯カメラの設置は、ごみの不法投棄という犯罪を防止、衛生的で快適な環境を確保し、ボランティアの方々にご苦勞をかけ、犯罪者を野放しにしていると思われかねない現状を打破し、社会正義を貫徹、市のイメージ向上を図るための経費であり、諸般の実情を勘案しますと市民からもカメラの設置は称賛

されこそすれ、高額であると批判的になるようなものでは決してないというふうに推測するところであります。同僚議員同様、私からも防犯カメラの設置につき今後もぜひ前向きに取り組んでいただきませうよう要望して、この質問は終了いたします。

続きまして、件名3、児童福祉について、項目1、放課後子供教室と赤平児童クラブについて、要旨1、赤平児童クラブの午後5時以降の預かり事業に際して間食の提供について伺います。今年10月26日に開催されました行政常任委員会において担当職員から、来年4月の統合小学校の開設に併せて放課後に全ての児童に安全、安心な居場所を確保するとともに、地域の方々の協力を得て学習や様々な体験、交流活動の機会を提供するために小学校内において放課後子供教室を開設する予定ですとのことで、赤平児童クラブの内容も含めまして具体的な説明がありました。説明のうち、何点かについて質問したいと思います。

まずは、要旨1でありますけれども、赤平児童クラブの午後5時以降の預かり事業に際し、保護者が迎えに来るまで長時間に及ぶため、必要なカロリー摂取のためにあめを中心としたおやつを支給を考えているとのことでありますが、費用負担の説明を見ますと、費用負担は無料で、あめ代として月に200円徴収しますとされております。200円という金額は、あめだけの購入代金と思われる金額であります。アレルギー対応も大変と思いますが、午後7時までの預かりの児童も若干出ると思われ、昼食から午後7時まであめ一つではおなかがもたないと思われま。赤平児童クラブの午後5時以降の預かり事業に際し、家庭に帰って夕食までのつなぎとして、例えばでございますけれども、お菓子ですとか、パンですとか、そういったおやつを出すべきでないかと考えますが、いかがでしょうか、伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 午後5時以降の間食の提供についてでございますが、お預かりする児童に対するおやつの提供につきましては、これまでも保護者の

皆様から様々なご意見を頂戴しており、児童の栄養面や活力面を考慮し、提供してまいりたいと考えております。内容や量につきましては、帰宅後の夕食に差し支えることがないように、あくまで補食として少量のあめやアレルギーに配慮した菓子などを提供し、提供の仕方についても工夫してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○4番（安藤繁君）〔登壇〕 午後5時以降の預かり事業に際し、児童の栄養面や活力面を考慮し、夕食までの補食ということで、パンであれば補食にならない多くの量になりますので、少量のあめやアレルギーに配慮した小さなお菓子などをおやつとして提供するのではないかと思います。そういうことで理解しました。児童も、そういうことであれば帰宅するまでひもじい思いもせず、学習や様々な体験、交流に打ち込めると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、要旨2についてでございますが、放課後子供教室の送迎につきましてですが、長期休暇中はスクールバスが出ないので、保護者による送迎をお願いしますとのことでありますが、学童保育施設の設置に伴う児童館の運営については、文京児童館や赤平児童館、平岸児童館が老朽化や利用人数の減少に伴い廃止の予定と伺っております。近くの児童館や児童センターが存続するところは今までどおりで問題がないのですが、平岸百戸地区や住吉、共和、幌岡地区については、保護者等が車で送迎できる環境にある家庭はよいのですけれども、送迎できない家庭の児童は施設の利用が困難となります。施設や放課後子供教室の事業の利用機会に対する不平等が生じますし、友人との交流機会を断たれ、児童も寂しい思いをするのではないかと思います。長期休暇中はスクールバスが出ないとのことでありますけれども、2台ほど出せないものか、考えを伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 長期休み中のスクールバスの運行についてでございますが、長期休み中につきま

しては最寄りの児童館、児童センターを利用いただくか、放課後子供教室も開所しておりますので、保護者の皆様に送迎していただくなどご協力を賜りながら運営してまいりたいと考えております。また、8月に実施させていただきました利用意向調査によれば、放課後子供教室のみ利用したいとお答えいただいたのは37名で、そのうちバスを利用される児童は24名おり、9名は最寄りに児童館、児童センターがある児童であることから、残りの15名が長期休み中には保護者による送迎の対象となります。しかし、保護者から長期休み中における送迎に関しての要望は特に出ておりません。したがって、長期休み中の送迎は行わない形で事業を開始させていただきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○4番（安藤繁君）〔登壇〕 8月に実施しました利用者意向調査で、放課後子供教室では長期休み中につきまして保護者による送迎の対象者が15名いたのですけれども、意向調査の結果はスクールバスの利用に関して要望が出ていないということで、スクールバスが出てもそれであれば乗る人もいないということだと思いますので、理解をいたしました。

次に、要旨3についてでありますけれども、赤平児童クラブの開所時間、これは学期内は月曜日から金曜日までの授業終了から午後6時までであり、保護者の就労状況により午後7時まで延長が可能となっております。土曜日及び長期休み中については、午前8時から午後6時までであり、保護者の就労状況により午後7時まで延長が可能となっております。赤平児童クラブの開所時間について、保護者から土曜日及び長期休暇中、勤務時間の兼ね合いからもう少し早くから預かってほしいとの要望があり、これに対して市も可能な限り受入れができるよう継続して検討するというお話でしたが、これについては希望者がさほど多くはないのではないかとこのふうに私も感じます。1名か2名の職員が早出することで対応できるとするならば、子育てしやすい

環境、これが移住、定住にもつながりますので、市のイメージアップになると思われれます。赤平児童クラブの開所時間につきまして、職員体制も考慮しつつ、保護者の希望する時間からの児童受入れについてできる限り対応すべきというふうに考えますが、いかがでしょうか、伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 赤平児童クラブの開所時間の設定についてでございますが、預かり事業であります赤平児童クラブは、保護者の方が就労等により子供の面倒を見る人がいない家庭の児童をお預かりする事業であります。子育て支援に資するものであることから、これまでの預かり時間を延長し、午前8時から午後6時までとし、就労状況により午後7時まで延長して実施する予定であります。

土曜日及び長期休み中について、もう少し早い時間から預かってほしいといったご要望については認識しております。正式な利用申込みはこれからであるため、何名の児童が早い時間からの利用を希望されているのかについては分からない状況であります。利用申込みについては、本議会終了後保護者の皆様に周知させていただき、1月中をめどに受付させていただく予定でございます。その際は、担当課窓口にお越しいただき、1件1件利用の希望を確認させていただいた上で、支援員の配置状況を勘案しながら可能な限り受入れを行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○4番（安藤繁君）〔登壇〕 就労している保護者にとりましては、朝はとても忙しい時間であると思います。子供を児童クラブに送って、職場の就業時間に間に合うように行くのにぎりぎりでは交通事故等の誘発原因にもつながる可能性もあり、ストレスもたまるといふふうにも思われれます。少子化を少しでも防止するため、子育てしやすい環境を造成していくことは、先ほども申しましたけれども、移住、定住促進にもつながります。来年の1月中をめどにしまして利用者の受付を開始し、可能な限り受入れ

を行ってまいりたいと、大変前向きな答弁を市長からいただき、高く評価をさせていただきたいと思えます。非常に頑張っておられるなどという、一生懸命にやっておられるなど、担当者、そういう意気込み感じられます。

この件については、以上で質問を終了したいと思います。

次に、件名4の石油製品の高騰について、それから項目2、石油製品などの高騰の現状と中小企業などへの対策について、要旨1、石油製品などの高騰で経営が圧迫されている中小企業や小規模事業者に対する支援についてでありますけれども、北海道経済産業局と北海道は11月の30日に北海道地域灯油意見交換会を開催し、11月22日時点の北海道の灯油の1リットル当たりの配達価格は113円72銭と報告しております。灯油価格は、皆さん御存じのとおり、13年ぶりの高値を記録しております。消費者団体からは対策を求める声が上がったとのことでした。

赤平の消費者協会の調査でも、昨年11月2日に83円であった灯油が今年11月1日には110円となっております。昨年に比べ27円の値上がりをしております。ちなみに、12月1日の価格は平均で113.8円となっております。また、灯油価格の高騰に加え、昨年11月2日に136円であったガソリン価格が今年11月1日には169円と33円もの高値となっております。一般通告締切日の前日、12月7日、私も市内給油所の何件かの価格を現地調査しましたが、そのときの価格は166円から169円となっております。さらに、北海道電力と北海道ガスは、11月26日に来年1月検針分の電気とガス料金を発表しており、今後も値上がりが続く見込みです。

岩見沢市の空知信金は、11月上旬に200社を対象にアンケート調査を実施し、有効回答を得た106社の61.7%が6月に比べて10月の仕入れ単価が上昇したと回答、運輸業、建設業、卸売業、農業で価格が上昇していると回答があり、この業種で影響が大きいとのことでもあります。また、これからは積雪、厳寒期が到来し、除雪機や暖房でも多くの燃料を使うの

で、心配であるという声が多かったとのことであります。運輸業は、まさに値上げが直撃しており、灯油、ガソリンの販売店は消費者の買い控えで実績が伸びないのではないかと、赤平の業者もそうですけれども、危惧をしているところであります。

ドバイの原油でありますけれども、11月時点で1バレル81.2ドルの高値をつけております。これは、1か月、2か月後にこの高値が製品販売価格に反映される可能性が高いということでございます。また、12月6日のロイター通信によりますと、世界最大の原油産出国サウジアラビアの国営石油会社がアジア向けに販売する原油の1月積みの公式販売価格を引き上げたとのことであり、さらに高値が長引く可能性もあるようでございます。

北海道の冬は厳しく、企業や飲食店、商店では従業員やお客の健康確保のためには暖房の節約にも限度があります。ある飲食店では、客足も以前のように戻らず、夜は早く店じまいをしているとの話であります。生活困窮者などする支援については、当市も今回の定例会に福祉灯油助成のための補正予算を計上すると伺っております。過日赤平商工会議所からも市長宛てに、現在の商工業者の窮状を訴え、支援を求める要望書が提出が提出されたと聞いております。コロナウイルス感染症に加えて、石油製品等の高騰で経営が圧迫されている中小企業や小規模事業者への助成金などの給付についてどのように考えておられるのか伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 石油製品等の高騰により影響を受けている中小企業や小規模事業者への助成金の給付についてということでございますが、先月まで続いておりました原油価格の高騰は、各家庭の暖房である灯油の価格だけでなく、ガソリンや軽油、小麦粉や砂糖、イチゴをはじめとするお菓子の材料や食品包装のフィルム、石油由来のプラスチック製品など、生活に身近なあらゆるものに関連し、市民の生活に大きな影響を与えております。経済産業省の資源エネルギー庁によりますと、12月6日時点のガ

ソリン等の店頭現金小売価格調査の結果については、レギュラーガソリンや軽油も4週連続で値下がりしているようですが、依然として高止まり傾向にあり、新型コロナウイルスの新たな変異株であるオミクロン株の感染拡大を警戒した原油価格の下落を受けた影響によるもので、灯油の店頭価格も14週ぶりに値下がりしたようであります。

当市では、灯油価格の高騰による冬期間の市民生活への影響を考慮し、高齢者世帯等冬期生活支援事業として1世帯当たり1万円のまごころ商品券の配付を予定しております。企業への支援につきましては、中小企業等事業継続支援金の第3弾につきましては3月から8月までを対象期間として支援してまいりましたが、緊急事態宣言が9月30日まで延長され、当初の予定より多くの事業者から相談を受けております。現在は新規感染者数も落ち着いた状況となっておりますが、新たな変異株、オミクロン株への警戒感も高まっており、今後の海外への渡航制限や他国から日本への入国制限措置の状況も見えず、厳しい状況であります。

石油製品の高騰に対する中小企業等への給付につきましては、対象となる業種や使用している燃油の種類、また経費として利用しているか、販売価格に転嫁できるかなど、業種により影響の度合いが違うこともあり、給付は難しいと考えているところでございますが、当市といたしましても9月以降も厳しい状況にあり、大きな影響を受けている企業に対しまして経営の持続と雇用の継続を目的として支援を行ってまいりたいと考えており、さらに第4弾として新たな支援策である中小企業等経営持続化支援金を今回補正予算に計上しております。対象期間を令和3年9月から令和3年11月の間で事業収入が30%以上減少している場合に最大20万円と50%以上減少している場合には雇用者加算として1人5万円を加算するものです。今後につきましても地方創生臨時交付金やコロナ克服に向かう経済対策など国の動向に注視しつつ、企業の状況をお聞きしながら、できる方策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○4番（安藤繁君）〔登壇〕新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が終了し、厳しい経営状況から経済活動が少しずつ改善傾向に向かい、明るい兆しが見え始めた矢先に、追い打ちをかけるがごとく灯油、ガソリンなどの石油製品が高騰し、近時値下がりの兆しがありますけれども、やはり高止まりの状況にあります。運輸業をはじめとした企業、飲食店、商店の経営は、ますます厳しい現状にあります。まさに大地震の余震が続く中、また台風に見舞われている、そういうような状況と言っても過言ではないと思います。ある新聞に、食べ物がないことよりも灯油がないことのほうがひどい、寒さは我慢できないからという記事が掲載されておりました。

国は、レギュラーガソリンが170円を超えた場合、元売りに対して最大5円を支給すること、また原油高を抑制するため、石油の国家備蓄二、三日分を放出するなど対策を予定しているようですが、業界関係者は販売価格が確実に抑制されるか分からない、価格が下がるとは思えないなどとしており、この先、おとといの新聞でありますけれども、なかなか先行きが見通せない状況であります。

市長の答弁では石油高騰での支援については業種により影響度合いが違いがあり、給付の条件を作成するにしても非常に難しい。私もそれは理解いたします。そういった厳しい状況にあるとはしつつも、大きな影響を受けている企業に対しまして第4弾の中小企業等経営持続化給付金を今回補正予算とし、加えまして1人5万円の雇用加算もするとのことあります。企業等の経営者及び従業員、そして家族にも市長の思いが届く時宜を得た英断であり、評価をしたいと思います。灯油のほうはなかなか難しいということですが、これでまた中小企業等もしのげるのでないかということで、先ほど同僚議員からもありましたけれども、企業が潰れるということのないように頑張っていたいただきたいなと思います。

オミクロン株による感染の影響が最小限にとどま

り、石油製品などの価格も落ち着き、平常な生活が一刻も早く訪れることを心から祈念しまして、私の全ての質問を終了いたしましたと思います。ありがとうございました。

○議長（竹村恵一君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 3時07分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)